

## 2007年 輸出統計品目表改正

新	旧	
<p>輸出統計品目表</p> <p>目次</p> <p>輸出統計品目表の解釈に関する通則</p> <p>第1部～第10部 (省 略)</p> <p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>第50類～第53類 (省 略)</p> <p>第54類 <u>人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</u></p> <p>第55類～第63類 (省 略)</p> <p>第12部～第22部 (省 略)</p>	<p>輸出統計品目表</p> <p>目次</p> <p>輸出統計品目表の解釈に関する通則</p> <p>第1部～第10部 (省 略)</p> <p>第11部 紡織用繊維及びその製品</p> <p>第50類～第53類 (省 略)</p> <p>第54類 <u>人造繊維の長繊維及びその織物</u></p> <p>第55類～第63類 (省 略)</p> <p>第12部～第22部 (省 略)</p>	

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
01.05		家きん (鶏 (ガルルス・ドメスティクス)、あひる、 がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているもの に限る。) — 1羽の重量が185 グラム以下のもの			01.05		家きん (鶏 (ガルルス・ドメスティクス)、あひる、 がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているもの に限る。) — 1羽の重量が185 グラム以下のもの		
0105.11	\$	(省 略)			0105.11	\$	(省 略)		
0105.19		—その他のもの			0105.19		—その他のもの		
0105.94	000	——鶏 (ガルルス・ドメスティクス)	NO		0105.92	000	——鶏 (ガルルス・ドメスティクス。1羽の重量が <u>2,000 グラム以下のものに限る。)</u>	NO	
					0105.93	000	——鶏 (ガルルス・ドメスティクス。1羽の重量が <u>2,000 グラムを超えるものに限る。)</u>	NO	
0105.99		(省 略)			0105.99		(省 略)		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
02.08	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)			02.08		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)		
0208.10	(省 略)			0208.10		(省 略)		
	(削 除)			0208.20	000	<u>一かえるの脚</u>		<u>KG</u>
0208.30	(省 略)			0208.30		(省 略)		
↓				↓				
0208.90				0208.90				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
			I	II				
03.01	魚(生きているものに限る。) (省 略)		03.01		魚(生きているものに限る。) (省 略)			
0301.93	(省 略)		0301.93		(省 略)			
0301.94 000	<u>--くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)</u>	<u>KG</u>			(新 設)			
0301.95 000	<u>--みなみまぐろ(トウヌス・マッコイ)</u> (省 略)	<u>KG</u>	0301.99		(新 設)			
0301.99					(省 略)			
03.02	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省 略)		03.02		魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省 略)			
0302.66	(省 略)		0302.66		(省 略)			
0302.67 000	<u>--めかじき(クスィフィアス・グラディウス)</u>	<u>KG</u>			(新 設)			
0302.68 000	<u>--めろ(ディソスティクス属のもの)</u> (省 略)	<u>KG</u>			(新 設)			
03.03	魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省 略)		03.03		魚(冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。) (省 略)			
0303.49	(省 略)		0303.49		(省 略)			
	<u>--にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)及びコッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		0303.50 000		<u>--にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		<u>KG</u>	
0303.51 000	<u>--にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</u>	<u>KG</u>	0303.60 000		<u>--コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)</u>		<u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
0303.52	000	—コッド (ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)		KG					
		—めかじき (クスィフィアス・グラディウス) 及びめろ (ディソスティクス属のもの) (肝臓、卵及びしらこを除く。)		KG					
0303.61	000	—めかじき (クスィフィアス・グラディウス)		KG					
0303.62	000	—めろ (ディソスティクス属のもの)		KG					
0303.71		—その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)			0303.71	—その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)			
§		(省 略)			§	(省 略)			
0303.80					0303.80				
03.04		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)			03.04	魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)			
		—生鮮のもの及び冷蔵したもの			0304.10	—生鮮のもの及び冷蔵したもの			
0304.11	000	—めかじき (クスィフィアス・グラディウス)		KG	100	—まぐろ			
0304.12	000	—めろ (ディソスティクス属のもの)		KG	900	—その他のもの			
0304.19		—その他のもの			0304.20	—冷凍したフィレ			
100		——まぐろ		KG	100	—さめ			
900		——その他のもの		KG	400	—まぐろ			
		—冷凍したフィレ			900	—その他のもの			
0304.21	000	—めかじき (クスィフィアス・グラディウス)		KG	0304.90	—その他のもの			
0304.22	000	—めろ (ディソスティクス属のもの)		KG	100	—たらのすり身			
0304.29		—その他のもの			900	—その他のもの			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>100</u> <u>一一一さめ</u> <u>200</u> <u>一一一まぐろ</u> <u>900</u> <u>一一一その他のもの</u> <u>  </u> <u>—その他のもの</u> <u>0304.91</u> <u>000</u> <u>—めかじき（クスィフィアス・グラディウス）</u> <u>0304.92</u> <u>000</u> <u>—めろ（ディソスティクス属のもの）</u> <u>0304.99</u> <u>  </u> <u>—その他のもの</u> <u>  </u> <u>100</u> <u>一一一たらのすり身</u> <u>  </u> <u>900</u> <u>一一一その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>  </u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>  </u> <u>KG</u> <u>KG</u>				<u>KG</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
04.06 0406.40	チーズ及びカード (省 略) —ブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ (省 略)		KG	04.06 0406.40	チーズ及びカード (省 略) —ブルーベインドチーズ (省 略)		KG		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(削除)			05.03 0503.00	000	馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	<u>KG</u>		
	(削除)			05.09 0509.00	000	動物性の海綿	<u>KG</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
06.03	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） <u>一生鮮のもの</u> 0603.11 000 0603.12 000 0603.13 000 0603.14 000 0603.19 000 0603.90			06.03 0603.10 000 0603.90	切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。） <u>一生鮮のもの</u> (省略)			<u>KG</u>
	--ばら --カーネーション --らん --菊 --その他のもの	KG	KG					

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位
		I	II				
07.09	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) (削除) (省略) (削除) (省略)			07.09 0709.10 000	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) —アーティチョーク (省略)		KG
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。) (省略) (削除) (省略)			07.11 0709.52 000	—トリフ (省略)		KG
0711.20				0711.20 0711.30 000	一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。) (省略) —ケーパー <sup>一</sup> (省略)		KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
08.02	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) (省 略) (省 略)			08.02	その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。) (省 略) (省 略)				
0802.50 <u>0802.60</u> 0802.90	<u>000</u> <u>ーマカダミアナット</u> (省 略)		<u>KG</u>	0802.50 0802.90	(新 規)				
08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) (省 略)			08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) (省 略)				
0805.40	000 <u>ーグレープフルーツ(ポメロを含む。)</u> (省 略)		<u>KG</u>	0805.40 000	ー <u>グレープフルーツ</u> (省 略)			<u>KG</u>	
08.10	その他の果実(生鮮のものに限る。) (省 略) (削 除) (省 略)			08.10 <u>0810.30</u> <u>000</u>	その他の果実(生鮮のものに限る。) (省 略) <u>ー<u>ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u></u> (省 略)			<u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの			09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花 —破碎及び粉碎のいずれもしないもの				
0906.11	<u>000</u> --けい皮 (キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ)	<u>KG</u>		0906.10	<u>000</u>			<u>KG</u>	
0906.19	<u>000</u> --その他のもの	<u>KG</u>		0906.20		(省 略)			
0906.20	(省 略)			09.10		しうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料			
09.10	しうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料 (省 略) (削 除) (削 除)			0910.40	<u>000</u>	しうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、 カレーその他の香辛料 (省 略)		<u>KG</u>	
				0910.50	<u>000</u>	—月けい樹の葉及びタイム —カレー		<u>KG</u>	
	—その他の香辛料			0910.91		—その他の香辛料			
0910.91	(省 略)			0910.99	<u>000</u>	(省 略)			
0910.99	<u>100</u> <u>900</u> --その他のもの ---カレー ---その他のもの	<u>KG</u>	<u>KG</u>			--その他のもの		<u>KG</u>	

## 2007年 輸出統計品目表改正

新	旧	
<p>第10類 穀物</p> <p>注</p> <p>1 <u>(A)</u> (省 略) <u>(B)</u> (省 略) 2 (省 略)</p>	<p>第10類 穀物</p> <p>注</p> <p>1 <u>(a)</u> (省 略) <u>(b)</u> (省 略) 2 (省 略)</p>	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
11.02 1102.90	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） (省略) (削除) (省略)			11.02 <u>1102.30</u> 1102.90	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） (省略) <u>一米粉</u> (省略)		<u>MT</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
12.07	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)			12.07		その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)		
1207.20	(削除) (省略)			1207.10 000 1207.20	<u>一油やしの実及びパーム核</u> (省略)		<u>MT</u>	
1207.40	(削除) (省略)			1207.30 000	<u>一ひまの種</u>		<u>MT</u>	
1207.50	(省略)			1207.40		(省略)		
	(削除) (省略)			1207.50		(省略)		
				1207.60 000	<u>一サフラワーの種</u> (省略)		<u>MT</u>	
12.09	播种用の種、果実及び胞子 (省略) (削除)			12.09		播种用の種、果実及び胞子 (省略)		
1209.29	<u>--その他のもの</u> <u>--チモシーの種</u> <u>--その他もの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>		1209.26 000 1209.29 000	<u>--チモシーの種</u> <u>--その他もの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		
	(削除) (省略)			1211.10 000	<u>一甘草</u> (省略)		<u>KG</u>	
1211.90	<u>一その他のもの</u>			1211.90 000	<u>一その他のもの</u>		<u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
12.12	<u>100</u> <u>900</u>  海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （削除） （省略） （削除）  一その他のもの （省略） <u>—その他のもの</u> <u>——ローカストビーン（種を含む。）</u> <u>——その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	12.12					
1212.20				<u>1212.10</u> <u>1212.20</u> <u>1212.30</u>	<u>000</u> <u>000</u> <u>000</u>		<u>—ローカストビーン（種を含む。）</u> （省略） <u>—あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁</u> <u>—その他のもの</u> （省略） <u>——その他のもの</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	
1212.91 1212.99	<u>100</u> <u>900</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	1212.91 1212.99	<u>000</u> <u>000</u>				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、パルサム）  (削除) (省略)			13.01 1301.10 000	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、パルサム）  <u>—ラック</u> (省略)			<u>KG</u>
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）  (省略) (削除) (省略)			13.02 1302.14 000	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチニン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）  <u>—除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの</u> (省略)			<u>KG</u>

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号	品名	単位 I II			
	第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品					
	注 1及び2 (省略) <u>3 第14.04項には、木毛(第44.05項参照)及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第96.03項参照)を含まない。</u> (削除)		注 1及び2 (省略) <u>3 第14.02項には、木毛(第44.05項参照)を含まない。</u> <u>4 第14.03項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品(第96.03項参照)を含まない。</u>					
14.04	(削除)  (削除)  植物性生産品(他の項に該当するものを除く。) (削除)  (省略)  <u>—その他のもの</u> <u>—主として染色用又はなめし用に供する植物性原</u> <u>材料</u>		14.02 1402.00 000  14.03 1403.00 000  14.04 1404.10 000  1404.20 1404.90 000  KG	<u>主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)</u>  <u>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)</u>  植物性生産品(他の項に該当するものを除く。) <u>—主として染色用又はなめし用に供する植物性原</u> <u>料</u>  <u>—その他のもの</u>		KG KG KG KG		
1404.20 1404.90 100								

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
900	—その他もの		KG						

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
15.15	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省略) (削除) (省略)			15.15 1515.40 000	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省略) <u>とう</u> <u>桐油及びその分別物</u> (省略)			KG

## 2007 年 輸出統計品目表改正

新	旧	
<p>第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p> <p>注 1及び2 (省略) 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で<u>完全に覆つた</u>調製品を含まない（第18.06項参照）。</p> <p>4 (省略)</p>	<p>第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p> <p>注 1及び2 (省略) 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で<u>覆つた</u>調製品を含まない（第18.06項参照）。</p> <p>4 (省略)</p>	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) (省略) <u>(c) 第19.05項のペーカリー製品その他の物品</u> <u>(d) (省略)</u> 2~6 (省略)			第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) (省略) (新規) <u>(c) (省略)</u> 2~6 (省略)				
20.05 2005.10 S 2005.80 2005.91 000 <u>2005.99</u> 000 2009.09 2009.11	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)  (省略)  <u>—その他の野菜及び野菜を混合したもの</u> <u>—たけのこ</u> <u>—その他のもの</u>  果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		KG KG	20.05 2005.10 S 2005.80 2005.90 000 20.09 2009.11	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)  (省略)  <u>—その他の野菜及び野菜を混合したもの</u>  果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)		KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
§ 2009.19	(省 略)  —グレープフルーツ <u>(ボメロを含む。)</u> ジュース			§ 2009.19	(省 略)  —グレープフルーツジュース				
2009.21	(省 略)			2009.21	(省 略)				
§ 2009.90				§ 2009.90					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第22類 飲料、アルコール及び食酢 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.53項参照) (d)～(f) (省略) 2～3 (省略)			第22類 飲料、アルコール及び食酢 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省略) (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水 (第28.51項参照) (d)～(f) (省略) 2～3 (省略)			
22.08 2208.40 000	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール 分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュー ルその他のアルコール飲料 (省略) <u>ーラム</u> その他これに類する発酵したさとうきびの製 品から得た蒸留酒 (省略)	L	22.08 2208.40 000	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール 分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュー ルその他のアルコール飲料 (省略) <u>ーラム</u> 及び <u>タフィア</u> (省略)	L	

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧				単位	
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		
			I	II					
23.02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)			23.02		ふすま、ぬかその他のかす(穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。)		
2302.10		(省略)			2302.10		(省略)		
		(削除)			2302.20	000	<u>一米のもの</u>	<u>MT</u>	
2302.30		(省略)			2302.30		(省略)		
2302.40	<u>100</u>	<u>—その他の穀物のもの</u>			2302.40	000	<u>—その他の穀物のもの</u>	<u>MT</u>	
	<u>900</u>	<u>—米のもの</u>	<u>MT</u>						
		<u>—その他のもの</u>	<u>MT</u>						
2302.50		(省略)			2302.50		(省略)		
23.06		その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)			23.06		その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。)		
		(省略)					(省略)		
		(削除)			2306.70	000	<u>—とうもろこしの胚芽油かす</u> <small>はい</small>		
2306.90		(省略)			2306.90		(省略)	<u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
25.06			25.06		石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)				
2506.10	(省 略)		2506.10		石英(天然の砂を除く。)及びけい岩(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。)	(省 略)			
2506.20	<u>000</u> <u>一けい岩</u>	<u>MT</u>	<u>2506.21</u> <u>000</u> <u>2506.29</u> <u>000</u>		<u>一けい岩</u> <u>—粗のもの及び粗削りしたもの</u> <u>—その他のもの</u>		<u>MT</u> <u>MT</u>		
25.08	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。)並びにムライト、シャモット及びダイナスアース (省 略) (削 除) (省 略)		25.08		その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。)並びにムライト、シャモット及びダイナスアース (省 略) <u>—デカラライジングアース及びフーラーズアース</u> (省 略)				
25.13	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料(天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、パミストーン及びエメリー <u>—パミストーン</u> <u>—粗のもの及び不規則な形状のもの(破碎したもの</u> <u>(ビムスキー)を含む。)</u>		25.13		コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料(天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)、パミストーン及びエメリー <u>—パミストーン</u> <u>—粗のもの及び不規則な形状のもの(破碎したもの</u> <u>(ビムスキー)を含む。)</u>				
2513.10	<u>100</u>	<u>KG</u>	<u>2513.11</u> <u>000</u>		<u>—その他のもの</u>		<u>KG</u>		
2513.20	<u>900</u> (省 略)	<u>KG</u>	<u>2513.19</u> <u>000</u> 2513.20		<u>—その他のもの</u> (省 略)		<u>KG</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
25.16				25.16					
2516.11	(省 略)			2516.11					
2516.12	(省 略)			2516.12					
<u>2516.20</u>	<u>000</u>	<u>一砂岩</u>	<u>MT</u>	<u>2516.21</u>	<u>000</u>	<u>—砂岩</u>	<u>MT</u>		
				<u>2516.22</u>	<u>000</u>	<u>—粗のもの及び粗削りしたもの</u>	<u>MT</u>		
						<u>—のこぎりでひくことその他の方法により長方形</u>	<u>MT</u>		
						<u>(正方形を含む。) の塊状又は板状に単に切つたもの</u>	<u>MT</u>		
2516.90	(省 略)			2516.90		(省 略)			
<u>25.24</u>	<u>石綿</u>	<u>MT</u>	<u>MT</u>	<u>25.24</u>	<u>000</u>	<u>石綿</u>	<u>MT</u>		
<u>2524.10</u>	<u>000</u>	<u>—クロシドライト</u>		<u>2524.00</u>	<u>000</u>				
<u>2524.90</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの</u>							

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位				
		I II			I II				
第26類 鉱石、スラグ及び灰 注 1 (省略) 2 (省略) 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。 (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の <u>スラグ、灰及び残留物</u> （第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。） (b) <sup>ひ</sup> 砒素を含有する <u>スラグ、灰及び残留物</u> で、 <sup>ひ</sup> 砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）			第26類 鉱石、スラグ及び灰 注 1 (省略) 2 (省略) 3 第26.20項には、次の物品のみを含む。 (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物（第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。） (b) <sup>ひ</sup> 砒素を含有する灰及び残留物で、 <sup>ひ</sup> 砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）						
号注 1 (省略) 2 <sup>ひ</sup> 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する <u>スラグ、灰及び残留物</u> で、 <sup>ひ</sup> 砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。			号注 1 (省略) 2 <sup>ひ</sup> 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、 <sup>ひ</sup> 砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。						
26.20		<u>スラグ、灰及び残留物</u> ( <sup>ひ</sup> 砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)	26.20		<u>灰及び残留物</u> ( <sup>ひ</sup> 砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう		
注 (省略)	注 (省略)		注 (省略)	注 (省略)		
号注 1及び2 (省略)	号注 1及び2 (省略)		号注 1及び2 (省略)	号注 1及び2 (省略)		
3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。	3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、第2707.40号及び第2707.60号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。		4 (省略)	4 (省略)		
4 (省略)						
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省略) (削除) (省略)		27.07 <u>2707.60</u> 000	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省略) <u>フェノール</u> (省略)		KG

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品			第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品		
注			注			
1 (A) (省略)			1 (a) (省略)			
(B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。			(b) 第28.43項又は第28.46項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。			
2及び3 (省略)			2及び3 (省略)			
	第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物			第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
注			注			
1 (省略)			1 (省略)			
2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで及び第28.52項の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。			2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアノ化物、シアノ化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩（第28.38項参照）、第28.43項から第28.46項までの有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。			
(a)～(d) (省略)			(a)～(d) (省略)			
(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジアン、ハロゲン化ジアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粹であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）			(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジアン、ハロゲン化ジアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.51項参照）（カルシウムシアナミド（純粹であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）			
3～8 (省略)			3～8 (省略)			
28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省略)		28.11	その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省略)		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
	(削除) (省略)			2811.23	000	一一二酸化硫黄 (省略)		KG
28.24	鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛			28.24		鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛		
2824.10	(省略)			2824.10		(省略)		KG
	(削除) (省略)			2824.20	000	一鉛丹及びオレンジ鉛 (省略)		
2824.90				2824.90				KG
28.26	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニ酸塩その他のふつ素錯塩 一ふつ化物 (削除)			28.26		ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミニ酸塩その他のふつ素錯塩 一ふつ化物 <u>--アンモニウム又はナトリウムのもの</u>		
				2826.11	100	<u>--アンモニウムのもの</u>		KG
				2826.12	200	<u>--ナトリウムのもの</u> (省略)		KG
2826.12	(省略)			2826.19	000	<u>--その他のもの</u>		
2826.19	<u>--その他のもの</u> <u>--アンモニウムのもの</u> <u>--その他のもの</u>		KG					KG
			KG					
	(削除)			2826.20	000	<u>一ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩</u>		KG
2826.30	(省略)			2826.30		(省略)		
2826.90	(省略)			2826.90		(省略)		
28.27	塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略)			28.27		塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省略)		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
2827.35	(削除) (削除) (省略) (削除) (省略)			2827.33 2827.34 2827.35 2827.36	000 000 000 000	一一鉄のもの 一一コバルトのもの (省略) 一一亜鉛のもの (省略)		KG KG KG
28.30	硫化物及び多硫化物(多硫化物については、化学的に单一であるかないかを問わない。)		28.30			硫化物及び多硫化物(多硫化物については、化学的に单一であるかないかを問わない。)		
2830.10	(省略) (削除) (削除) (省略)		2830.10 2830.20 2830.30	000 000 000		一硫化亜鉛 一硫化カドミウム (省略)		KG KG
2830.90			2830.90					
28.33	硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩) (省略) (削除)		28.33 2833.23			硫酸塩、みょうばん及びペルオキソ硫酸塩(過硫酸塩) (省略) 一一クロムのもの		KG
2833.24	(省略)		2833.24			(省略)		
2833.25	(省略) (削除) (省略)		2833.25 2833.26	000 000		(省略) 一一亜鉛のもの (省略)		KG
28.35	ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に单一であるかないかを問わない。)		28.35			ホスフィン酸塩(次亜りん酸塩)、ホスホン酸塩(亜りん酸塩)、りん酸塩及びポリりん酸塩(ポリりん酸塩については、化学的に单一であるかないかを問わない。)		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
28.36	(省 略) (削 除) (省 略)  炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの (削 除)  (省 略) (削 除) (省 略)  (削 除)			2835.23	000	(省 略) <u>一一三ナトリウムのもの</u> (省 略)  炭酸塩、ペルオキソ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの <u>一商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩</u> (省 略) <u>一鉛の炭酸塩</u> (省 略)  <u>雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩</u>		KG
28.39	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品 (省 略) (削 除) (省 略)			2836.10	000			KG
2839.90	28.39			2836.70	000			KG
28.41	けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品 (省 略) (削 除) (省 略)			2838.00	000			KG
				2839.20	000			KG
				2839.90				KG
				2841.10	000	<u>オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩</u> <u>一アルミニウムのもの</u>		KG
				2841.20	000	<u>一クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）</u>		KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(省略)				(省略)				
	(削除)								
<u>28.52</u>	<u>2852.00</u>	<u>000</u>	<u>水銀の無機又は有機の化合物(アマルガムを除く。)</u>	<u>28.51</u>	<u>2851.00</u>	<u>000</u>	<u>その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)</u>	<u>KG</u>	
<u>28.53</u>	<u>2853.00</u>	<u>000</u>	<u>その他の無機化合物(蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。)、液体空気(希ガスを除いてあるかないかを問わない。)、圧搾空気及びアマルガム(貴金属のアマルガムを除く。)</u>	<u>KG</u>			<u>(新規)</u>		
							<u>(新規)</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第29類 有機化学品			第29類 有機化学品		
注			注			
1~4 (省略)			1~4 (省略)			
5 (A) (省略)			5 (a) (省略)			
(B) (省略)			(b) (省略)			
(C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ 次に定めるところによりその所属を決定する。			(c) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ 次に定めるところによりその所属を決定する。			
(1)及び(2) (省略)			(1)及び(2) (省略)			
(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の 結合を除くすべての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29 類の数字上の配列において最後となる項に属する。			(新規)			
(D) (省略)			(d) (省略)			
(E) (省略)			(e) (省略)			
6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原 子のほか硫黄、 <sup>ヨウ</sup> 素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合してい る有機化合物に限る。			6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原 子のほか硫黄、 <sup>ヨウ</sup> 素、 <u>水銀</u> 、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合 している有機化合物に限る。			
第29.30項（有機硫黄化合物）及び第29.31項（その他のオルガノインオルガニック 化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、か つ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与 える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。			第29.30項（有機硫黄化合物）及び第29.31項（その他のオルガノインオルガニック 化合物）には、炭素原子と直接に結合している原子が、水素、酸素又は窒素であり、か つ、スルホン化誘導体又はハロゲン化誘導体（これらの複合誘導体を含む。）の特性を与 える硫黄又はハロゲンのみであるものを含まない。			
7及び8 (省略)			7及び8 (省略)			
号注			号注			
1 (省略)			1 (省略)			
2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。			(新規)			
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2903.15	000	(省略) --二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)	KG	2903.15	000 --1・2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)	KG			
2903.19	S	(省略)		2903.19	S (省略)				
2903.29		—非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体		2903.29	—非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体				
2903.31	000	--二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジブロモエタン)	KG						
2903.39	100	--その他のもの ---臭化メチル ---ふつ素化誘導体	KG	100	--臭化メチル ---ふつ素化誘導体	KG			
	210	----ペルフルオロメタン	KG	210	----ペルフルオロメタン	KG			
	220	----ペルフルオロエタン	KG	220	----ペルフルオロエタン	KG			
	230	----ジフルオロメタン (HFC-32)	KG	230	----ジフルオロメタン (HFC-32)	KG			
	240	----ペンタフルオロエタン (HFC-125)	KG	240	----ペンタフルオロエタン (HFC-125)	KG			
	250	----1・1・1・2-テトラフルオロエタン (HF FC-134a)	KG	250	----1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HF C-134a)	KG			
	260	----1・1・1-トリフルオロエタン (HFC- 143a)	KG	260	----1, 1, 1-トリフルオロエタン (HFC-143 a)	KG			
	270	----1・1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	KG	270	----1, 1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	KG			
	290	----その他のもの	KG	290	----その他のもの	KG			
	900	--その他のもの —非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なる	KG	990	--その他のもの —非環式炭化水素のハロゲン化誘導体(二以上の異なる	KG			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2903.41 S	るハロゲン原子を有するものに限る。 (省略)			2903.41 S	るハロゲン原子を有するものに限る。 (省略)				
2903.49	—飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体			2903.49	—飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体				
2903.51 000	—1・2・3・4・5・6—ヘキサクロロシクロヘキサン <u>(HCH (ISO)) (リンデン (ISO, I NN) を含む。)</u>	KG		2903.51 000	—1・2・3・4・5・6—ヘキサクロロシクロヘキサン	KG			
2903.52 000	—アルドリン (ISO)、クロルデン (ISO) 及びヘプタクロル (ISO) (省略)	KG			(新規)				
2903.62 000	—ヘキサクロロベンゼン (ISO) 及びDDT (ISO) <u>(クロフェノタン (I NN)、1・1・1—トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)</u>	KG		2903.62 000	—ヘキサクロロベンゼン及びDDT (1・1・1—トリクロロ-2・2-ビス (パラ-クロロフェニル) エタン)	KG			
2903.69	(省略)			2903.69	(省略)				
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) (削除) (省略)			29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)				
				2905.15 000	—ペンタノール (アミルアルコール) 及びその異性体 (省略)	KG			

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) (削除) (省略)			29.06 2906.14 000	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) <u>一一テルピネオール</u> (省略)		<u>KG</u>
29.07	フェノール及びフェノールアルコール (省略) (削除) (省略)			29.07 2907.14 000	フェノール及びフェノールアルコール (省略) <u>一一キシレノール及びその塩</u> (省略)		<u>KG</u>
29.08	<u>フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u> <u>一ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩</u> <u>--ペンタクロロフェノール (ISO)</u>			29.08 2908.10 000	<u>フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u> <u>一ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩</u> <u>--スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル</u>		<u>KG</u>
2908.11	<u>000</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>		2908.20 000	<u>--その他のもの</u>		<u>KG</u>
2908.19	<u>000</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>		2908.90 000			<u>KG</u>
2908.91	<u>000</u> <u>--ジノセブ (ISO) 及びその塩</u>	<u>KG</u>					
2908.99	<u>000</u> <u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>					
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びに			29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド (化学的に単一であるかないかを問わない。) 並びに		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	これらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  (省略) (削除)  (省略)			2909.42 000	これらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  (省略) —エチレングリコール又はジエチレングリコール のモノメチルエーテル  (省略)		KG
29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  (省略)		29.10		三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体  (省略)		
2910.10 S			2910.10 S				
2910.30			2910.30				
2910.40 000	—デイルドリン (ISO、INN)	KG	2910.90				
2910.90	(省略)						
29.12	アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド  (省略) (削除)  (省略)		29.12		アルデヒド(他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない)、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド  (省略) —ブタナール(ブチルアルデヒド又はノルマルーブチルアルデヒド)  (省略)		KG
			2912.13 000				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一き酸並びにその塩及びエステル  (省 略)			29.15 2915.11 2915.13 2915.21 2915.24 2915.29 2915.31 2915.33 2915.36 2915.39 29.16	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 一き酸並びにその塩及びエステル  (省 略)  一酢酸及びその塩並びに無水酢酸 (省 略) (削 除) (削 除) (省 略) (省 略) 一酢酸のエステル (省 略) <u>一一酢酸ジノセブ (ISO)</u> (省 略) 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スル				
2915.11				2915.11	(省 略)				
2915.13	-酢酸及びその塩並びに無水酢酸			2915.13	-酢酸及びその塩並びに無水酢酸				
2915.21	(省 略)			2915.21	(省 略)			KG	
	(削 除)			2915.22 2915.23	000 000	<u>一一酢酸ナトリウム</u> <u>一一酢酸コバルト</u>		KG	
2915.24	(省 略)			2915.24		(省 略)			
2915.29	(省 略)			2915.29		(省 略)			
2915.31	一酢酸のエステル			2915.31	-酢酸のエステル				
2915.33	(省 略)			2915.31 2915.33	(省 略)				
2915.36	<u>一一酢酸ジノセブ (ISO)</u>	KG		2915.34 2915.35	000 000	<u>一一酢酸イソブチル</u> <u>一一酢酸-2-エトキシエチル</u>		KG	
2915.39	(省 略)			2915.39		(省 略)		KG	
29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スル								

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II	I	II			
2916.35	ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) (省略)		2916.35		ホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) (省略)				
2916.36 000	一一ビナパクリル (ISO)	KG	2916.39		(新規)				
2916.39	(省略)				(省略)				
29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略) (削除) (省略)		29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省略)				
			2917.31	000	一一オルトフタル酸ジブチル (省略)		KG		
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 —アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		29.18		カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 —アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体				
2918.11 S	(省略)		2918.11 S		(省略)				
2918.16			2918.16						
2918.18 000	一一クロロベンジレート (ISO)	KG			(新規)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
2918.19	(省略) 一フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			2918.19	(省略) 一フェノール官能のカルボン酸(他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
2918.21 S	(省略)			2918.21 S	(省略)			
2918.30	<u>ーその他のもの</u>			2918.30	<u>ーその他のもの</u>			KG
2918.91 000	<u>--2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにその塩及びエステル</u>	KG	KG	2918.90 000	<u>ーその他のもの</u>			
2918.99 000	<u>ーーその他のもの</u>	KG	KG	29.19 2919.00 000	<u>りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>	りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		KG
29.19	<u>りん酸エステル及びその塩(ラクトホスフェートを含む。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>							
2919.10 000	<u>ートリス(2・3-ジブロモプロピル)ホスフェート</u>	KG	KG	2919.00 000	<u>ーーその他のもの</u>			
2919.90 000	<u>ーーその他のもの</u>	KG	KG	29.20 2920.10 000	<u>非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>	非金属のその他の無機酸のエステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く。)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		KG
29.20	<u>ーチオリん酸エステル(ホスホロチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>				<u>ーチオリん酸エステル(ホスホロチオエート)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u>			KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
2920.11 000	<u>--パラチオン (ISO) 及びパラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)</u>		KG						
2920.19 000	<u>--その他のもの</u>		KG	2920.90	(省略)				
2920.90	(省略)								
29.21	アミン官能化合物 (省略) (削除) (省略)		KG	29.21	アミン官能化合物 (省略)				
				2921.12 000	<u>--ジエチルアミン及びその塩</u> (省略)		KG		
29.22	酸素官能のアミノ化合物 (省略) (削除) (省略)		KG	29.22	酸素官能のアミノ化合物 (省略)				
				2922.22 000	<u>--アニシン、ジアニシン及びフェネチシン並びにこれらの塩</u> (省略)		KG		
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 -非環式アミド (非環式カルバマートを含む。) 及び その誘導体並びにこれらの塩 (省略)		KG	29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 -非環式アミド (非環式カルバマートを含む。) 及び その誘導体並びにこれらの塩 (省略)				
2924.11				2924.11	(新規)				
2924.12 000	<u>--フルオロアセトアミド (ISO)、モノクロトホス (ISO) 及びホスファミド (ISO)</u> (省略)		KG		(省略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II					
29.25	カルボキシミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。) 及びイミン官能化合物  (省 略)		29.25		カルボキシミド官能化合物(サッカリン及びその塩を含む。) 及びイミン官能化合物  (省 略)				
2925.11 S			2925.11 S						
2925.19	<u>—イミン及びその誘導体並びにこれらの塩</u>		2925.19		<u>—イミン及びその誘導体並びにこれらの塩</u>		KG		
<u>2925.21</u> <u>000</u>	<u>--クロルジメホルム (ISO)</u>	KG	<u>2925.20</u> <u>000</u>						
<u>2925.29</u> <u>000</u>	<u>--その他のもの</u>	KG							
29.30	有機硫黄化合物  (削 除)		29.30		有機硫黄化合物  <u>—ジチオカルボナート (キサントゲン酸塩)</u>		KG		
2930.20 S			2930.10 000						
2930.40			2930.20 S						
<u>2930.50</u> <u>000</u>	<u>—カプタホール (ISO) 及びメタミドホス (ISO)</u>	KG	2930.40						
2930.90	(省 略)		2930.90						
29.36	プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)  (削 除) (省 略)		2936.10 000		プロビタミン及びビタミン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物(この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)  <u>—プロビタミン (混合してないものに限る。)</u> (省 略)		KG		



2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
第30類 医療用品 注 1~3 (省略) 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸收性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。）及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。） (b) (省略) (c) 外科用又は歯科用の吸收性止血材（殺菌したものに限る。）並びに外科用又は歯科用の癒着防止材（殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかを問わない。） (d)~(k) (省略) (l) 造設術用と認められるもの（例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板）			第30類 医療用品 注 1~3 (省略) 4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤（殺菌したものに限る。） (b) (省略) (c) 外科用又は歯科用の吸收性止血材（殺菌したものに限る。） (d)~(k) (省略) (新規)				
30.01	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。） (削除) (省略)	30.01  3001.10 000	臓器療法用の腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかを問わない。）及び腺その他の器官又はその分泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘパリン及びその塩並びに治療用又は予防用に調製したその他の人又は動物の物質（他の項に該当するものを除く。） 一腺その他の器官（乾燥したものに限るものとし、粉状にしてあるかを問わない。） (省略)		KG		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
30.04				30.04				
3004.32	000	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （省 略） —コルチコステロイドホルモン又はその誘導体若しくは構造類似物を含有するもの （省 略）	KG (I. I.)	3004.32	000	医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （省 略） —コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの （省 略）	KG (I. I.)	
30.06	000	この類の注4の医療用品 —外科用のカットガットその他これに類する縫合材 （外科用又は歯科用の吸收性糸を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸收性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸收性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。）	KG (I. I.)	30.06	3006.10	000	この類の注4の医療用品 —外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸收性止血材（殺菌したものに限る。）	KG (I. I.)
3006.10	000	（省 略）		3006.20	\$		（省 略）	
3006.20	\$			3006.70				
3006.70		—その他のもの — <sup>うう</sup> 瘻造設術用と認められるもの	KG	3006.80	000	—薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）	KG	
3006.91	000							

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
3006.92	000	<u>一一薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）</u>		(I. I.)  KG (I. I.)			(I. I.)		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第31類 肥料 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 化学的に单一の化合物 ( <u>2 (a)</u> 、 <u>3 (a)</u> 、 <u>4 (a)</u> 又は <u>5</u> のものを除く。) (c) (省略) 2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (a) (省略) <u>(b) (a)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</u> <u>(d) (a)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料</u> 3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(a) (省略)</u> <u>(b) (a)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(c) (a)又は(b)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(a) (省略)</u> <u>(b) (a)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料	第31類 肥料 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 化学的に单一の化合物 ( <u>2 (A)</u> 、 <u>3 (A)</u> 、 <u>4 (A)</u> 又は <u>5</u> のものを除く。) (c) (省略) 2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(A) (省略)</u> <u>(B) (A)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料</u> <u>(D) (A)の(ii)若しくは(viii)の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料</u> 3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(A) (省略)</u> <u>(B) (A)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料 <u>(C) (A)又は(B)の物品</u> （ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 <u>(A) (省略)</u> <u>(B) (A)の物品</u> のうち二以上を相互に混合した肥料					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5及び6 (省略)			5及び6 (省略)				
31.02	窒素肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) (削除) (省略) (省略)			31.02 <u>3102.70</u> 3102.80 3102.90	000	窒素肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) <u>一カルシウムアミド</u> (省略) (省略)	<u>MT</u>
3102.80							
3102.90							
31.03	りん酸肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) (削除) (省略)			31.03 3103.10 <u>3103.20</u> 3103.90	000	りん酸肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (省略) <u>一塩基性スラグ</u> (省略)	<u>MT</u>
3103.10							
3103.90							
31.04	カリ肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) (削除) (省略)			31.04 <u>3104.10</u>	000	カリ肥料 (鉱物性肥料及び化学肥料に限る。) <u>一カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類 (粗のものに限る。)</u> (省略)	<u>MT</u>

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
32.06	その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に单一であるかないかを問わない。） (省略) (削除) (省略) (削除) (省略)			32.06  3206.30  3206.43	その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に单一であるかないかを問わない。） (省略) <u>一カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品</u> (省略) <u>一一ヘキサシアノ鉄酸塩(フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩)をもととした顔料及び調製品</u> (省略)		KG  KG	

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位
		I	II		I	II	
33.01	精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかいかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション -精油(かんきつ類の果実のものに限る。)  (削除) (省略)			33.01	精油(コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかいかを問わない。)、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート(冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション -精油(かんきつ類の果実のものに限る。)  —ベルガモットのもの (省略)		
3301.12				3301.12			KG
3301.13				3301.13			KG
3301.19				3301.14	000	—ライムのもの (省略)	KG
	-精油(かんきつ類の果実のものを除く。)  (削除) (省略)			3301.19		-精油(かんきつ類の果実のものを除く。)  —ゼラニウムのもの —ジャスミンのもの —ラベンダー又はラバンジン (省略)	KG
3301.24				3301.21	000		KG
3301.25				3301.22	000		KG
	(削除) (省略)			3301.23	000		KG
	(省略)			3301.24		(省略)	
	(削除)			3301.25		(省略)	
	(省略)			3301.26	000	—ペチベルのもの (省略)	KG

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	第34類 せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品			第34類 せつけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品			
注	1~4 (省略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略)			注 1~4 (省略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 <u>(A)</u> (省略) <u>(B)</u> (省略) <u>(C)</u> (省略)			
34.04	人造ろう及び調製ろう (削除) (省略)			34.04 3404.10 000	人造ろう及び調製ろう <u>—化学的に変性させたモンタンろうのもの</u> (省略)		KG

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
37.02	感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)			37.02			感光性のロール状写真用フィルム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。) 及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム(露光してないものに限る。)		
3702.10	(省略) (削除) (省略)			3702.10			(省略) <u>—インスタントプリントフィルム</u> (省略)	SM	
37.05	写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)			37.05			写真用のプレート及びフィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。)		
3705.10	(省略) (削除) (省略)			3705.10			(省略) <u>—マイクロフィルム</u> (省略)	SM KG	
3705.90				3705.90					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位				
		I II			I II				
第38類 各種の化学工業生産品									
注									
1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) (省略) (c) 金属、 <sup>り</sup> 素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照） (d) 及び (e) (省略) 2~6 (省略)									
号注									
<u>1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。</u> <u>アルドリン (ISO)、ビナパクリル (ISO)、カンフェクロル (ISO) (トキサフエン)、カブタホール (ISO)、クロルデン (ISO)、クロルジメホルム (ISO)、クロロベンジレート (ISO)、DDT (ISO) (クロフェノタン (INN)、1・1・1-トリクロロ-2・2-ビス(パラ-クロロフェニル)エタン)、ディルドリン (ISO、INN)、ジノセブ (ISO) 並びにその塩及びエステル、二臭化エチレン (ISO) (1・2-ジプロモエタン)、二塩化エチレン (ISO) (1・2-ジクロロエタン)、フルオロアセトアミド (ISO)、ヘプタクロル (ISO)、ヘキサクロロベンゼン (ISO)、1・2・3・4・5・6-ヘキサクロロシクロヘキサン (HCH (ISO)) (リンデン (ISO、INN) を含む)、水銀化合物、メタミドホス (ISO)、モノクロトホス (ISO)、オキシラン (エチレンオキシド)、パラチオン (ISO)、パラチオンメチル (ISO) (メチルパラチオン)、ペンタクロロフェノール (ISO)、ホスファミドン (ISO) 並びに2・4・5-T (ISO) (2・4・5-トリクロロフェノキシ酢酸) 並びにその塩及びエステル</u>									
注									
1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) (省略) (c) 金属、 <sup>り</sup> 素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照） (d) 及び (e) (省略) 2~6 (省略)									
号注									
(新規)									

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
<u>2 (省略)</u>			<u>1 (省略)</u>			
38.05	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油 その他のテルペソ油(蒸留その他の方法により針葉樹 から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限 る。)、亜硫酸テレビンその他のパラシメン(粗のもの に限る。)及びパイン油(アルファーテルピネオール を主成分とするものに限る。)  (省略) (削除) (省略)		38.05  3805.10  3805.20  3805.90	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油 その他のテルペソ油(蒸留その他の方法により針葉樹 から得たものに限る。)、ジペンテン(粗のものに限 る。)、亜硫酸テレビンその他のパラシメン(粗のもの に限る。)及びパイン油(アルファーテルピネオール を主成分とするものに限る。)  (省略) <u>一パイン油</u> (省略)		
3805.10						KG
3805.90						
38.08	<u>殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物 生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売 用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にした もの(例えば、硫黄を含ませた帶、しん及びろうそく 並びにはえ取り紙)に限る。)</u>  <u>—この類の号注1の物品</u> <u>—その他のもの</u>		38.08  KG	<u>殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物 生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品(小売 用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にした もの(例えば、硫黄を含ませた帶、しん及びろうそく 並びにはえ取り紙)に限る。)</u>  <u>—殺虫剤</u>		
3808.50	000					
3808.91			3808.10	<u>—有機りん系のもの</u> <u>—有機塩素系のもの</u> <u>—その他のもの</u>		KG
	100			<u>—有機りん系のもの</u>		
	200			<u>—有機塩素系のもの</u>		KG
	900			<u>—その他のもの</u>		KG
3808.92	000	—殺菌剤	3808.20 KG	<u>—殺菌剤</u>		KG
3808.93		—除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	3808.30	<u>—除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤</u>		

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
			I	II				I	II
		100 ---除草剤	KG			100 ---除草剤		KG	
		900 ---その他のもの	KG			900 ---その他のもの		KG	
3808.94	000 ---消毒剤	KG		3808.40 000 ---消毒剤			KG		
3808.99	000 ---その他のもの	KG		3808.90 000 ---その他のもの			KG		
38.21				38.21					
3821.00	000 微生物（ウイルス及びこれに類するものを含む。）用 又は植物、人若しくは動物の細胞用の調製培養剤（保存用のものを含む。）	KG		3821.00 000 微生物用の調製培養剤				KG	
38.24				38.24		鑄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。)において生産される化学品及 び調製品(天然物のみの混合物を含むものとし、他の 項に該当するものを除く。)			
3824.10	000 —鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤	KG		3824.10 000 —鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤				KG	
				3824.20 000 —ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。) 及びエステル				KG	
3824.30	000 —金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤 との混合物(凝結させてないものに限る。)	KG		3824.30 000 —金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤 との混合物(凝結させてないものに限る。)				KG	
3824.40	000 —セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製 添加剤	KG		3824.40 000 —セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製 添加剤				KG	
3824.50	000 —非耐火性のモルタル及びコンクリート	KG		3824.50 000 —非耐火性のモルタル及びコンクリート				KG	
3824.60	000 —ソルビトール(第2905.44号のものを除く。) —メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を 含有する混合物	KG		3824.60 000 —ソルビトール(第2905.44号のものを除く。) —非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(二以上の 異なるハロゲン原子を有するものに限る。)を含有				KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
3824.71	000	—クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)		3824.71	000	する混合物 —非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。)を含有するもの		KG	
3824.72	000	—ブロモクロロジフルオロメタン、ブロモトリフルオロメタン又はジブロモテトラフルオロエタンを含有するもの	KG						
3824.73	000	—ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの	KG						
3824.74	000	—ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない。)	KG						
3824.75	000	—四塩化炭素を含有するもの	KG						
3824.76	000	—1・1・1・1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの	KG						
3824.77	000	—ブロモメタン(メチルブロマイド)又はブロモクロロメタンを含有するもの	KG						
3824.78	000	—ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)又はハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないも	KG						

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
3824.79	000	<u>のに限る。)</u> —その他もの —オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はトリス（2・3ジブロモプロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品	KG KG	3824.79	000	—その他もの	KG		
3824.81	000	—オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの	KG						
3824.82	000	—ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PB）を含有するもの	KG						
3824.83	000	—トリス（2・3ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの	KG						
3824.90	000	—その他もの	KG	3824.90	000	—その他もの	KG		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I    II			I    II	
第39類 プラスチック及びその製品 注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 <u>(a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤</u> <u>(b) (省 略)</u> <u>(c) (省 略)</u> <u>(d) (省 略)</u> <u>(e) (省 略)</u> <u>(f) (省 略)</u> <u>(g) (省 略)</u> <u>(h) 鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加剤（第38.11項参照）</u> <u>(i,j) ポリグリコール、シリコーンその他の第39類の重合体をもととした調製液圧液（第38.19項参照）</u> <u>(k) (省 略)</u> <u>(l) (省 略)</u> <u>(m) (省 略)</u> <u>(n) (省 略)</u> <u>(o) (省 略)</u> <u>(p) (省 略)</u> <u>(q) (省 略)</u> <u>(r) (省 略)</u> <u>(s) (省 略)</u> <u>(t) (省 略)</u>	第39類 プラスチック及びその製品 注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (新 規) <u>(a) (省 略)</u> <u>(b) (省 略)</u> <u>(c) (省 略)</u> <u>(d) (省 略)</u> <u>(e) (省 略)</u> <u>(f) (省 略)</u> (新 規) (新 規) <u>(g) (省 略)</u> <u>(h) (省 略)</u> <u>(i,j) (省 略)</u> <u>(k) (省 略)</u> <u>(l) (省 略)</u> <u>(m) (省 略)</u> <u>(n) (省 略)</u> <u>(o) (省 略)</u> <u>(p) (省 略)</u> <u>(q) (省 略)</u>					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
(u) (省略)			(r) (省略)			
(v) (省略)			(s) (省略)			
(w) (省略)			(t) (省略)			
(x) (省略)			(u) (省略)			
(y) (省略)			(v) (省略)			
(z) (省略)			(w) (省略)			
3~11 (省略)			3~11 (省略)			
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		3907.10	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		
3907.10 S	(省略)		3907.10 S	(省略)		
3907.60			3907.60			
3907.70 000	一ポリ乳酸	KG		(新規)		
	(省略)			(省略)		
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		
3909.30 100	(省略)		3909.30 000	(省略)		
	—その他のアミノ樹脂			—その他のアミノ樹脂		
	—ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート	KG				
	—その他のもの	KG				
39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、		39.11	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
3911.10	ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）  (省 略)			3911.10	ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）  (省 略)		
<u>3911.90</u>	<u>—その他のもの</u> <u>——塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u> <u>——その他のもの</u>	<u>300</u>	<u>KG</u>	<u>3911.90</u> <u>200</u>	<u>——ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート</u> <u>——その他のもの</u> <u>——塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの</u> <u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>
900		<u>900</u>	<u>KG</u>	<u>300</u> <u>900</u>			<u>KG</u>
39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)  (省 略) (削 除) (省 略)			39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。)  (省 略)		
<u>3920.73</u>	<u>——その他のセルロース誘導体製のもの</u>	<u>100</u>	<u>KG</u>	<u>3920.72</u> <u>3920.73</u>	<u>——バルカナイズドファイバー製のもの</u> <u>(省 略)</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>
<u>3920.79</u>	<u>——バルカナイズドファイバー製のもの</u> <u>——その他のセルロース誘導体製のもの</u>	<u>900</u>	<u>KG</u>	<u>3920.79</u>	<u>——その他のセルロース誘導体製のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第40類 ゴム及びその製品 注 1~3 (省略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができる、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5(B)</u> の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。 (b)~(c) (省略) 5(A) (省略) (i)及び(ii) (省略) (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 <u>(B)</u> の(i)から(iii)までのものを除く。 <u>(B)</u> (省略) 6~9 (省略)	第40類 ゴム及びその製品 注 1~3 (省略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができる、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、 <u>5(b)</u> の(ii)又は(iii)の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。 (b)~(c) (省略) 5(a) (省略) (i)及び(ii) (省略) (iii) 可塑剤又はエキステンダー（油展ゴムの場合の鉱物油を除く。）、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質 <u>(b)</u> の(i)から(iii)までのものを除く。 <u>(b)</u> (省略) 6~9 (省略)					
40.10	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。) (省略) (削除) (省略)		40.10 <u>4010.13</u> <u>000</u>	コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。) (省略) <u>一一プラスチックのみにより補強したもの</u> (省略)		<u>KG</u>

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
		I II			I II		
第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獸皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーやを含む。）、シャモア、ガゼル、 <u>らくだ</u> （ヒトコブラクダを含む。）、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2及び3 (省 略)			第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 及び(b) (省 略) (c) 毛が付いている獸皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ペカリーやを含む。）、シャモア、ガゼル、となかい、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2及び3 (省 略)				
41.03	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。) (省 略) (削 除) (省 略)		41.03  <u>4103.10</u>	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。) (省 略) <u>—やぎのもの</u> <u>—なめし過程にないもの</u> <u>—その他のもの</u> (省 略)		<u>KG</u> <u>SM</u>	
			100 900				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
42.06 4206.00 000	(削除)  腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の 製品		KG	42.04 4204.00 000	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及 びコンポジションレザー製品  腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の 製品 一カットガット 一その他のもの		KG KG		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
43.01	原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。) (省略) (削除) (省略)			43.01 4301.70 000	原毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。) (省略) <u>—あざらしのもの(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)</u> (省略)			NO KG	
43.02	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。) (省略) (削除) (省略)			43.02 4302.13 000	なめし又は仕上げた毛皮(頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。) (省略) <u>—子羊のもの(アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。)</u> (省略)			NO KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第44類 木材及びその製品並びに木炭			第44類 木材及びその製品並びに木炭					
注 (省略) 号注			注 (省略) 号注					
1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</u>  アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニンゲレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアングン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ			1 第4403.41号から第4403.49号まで、 <u>第4407.24号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.13号から第4412.99号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。</u>  アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニンゲレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシポ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアングン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック(かりん)、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シポ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ					
44.02		木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)		44.02				
4402.10	000	—竹製のもの		4402.00	000	木炭(植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)		
4402.90	000	—その他のもの		MT	MT			

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） (省 略) —熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		44.07		木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） (省 略) —熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの				
4407.21	<u>000</u> <u>マホガニー（スウィエテニア属のもの）</u>	<u>CM</u>	4407.24	<u>000</u>	<u>バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ</u>			<u>CM</u>	
4407.22	<u>000</u> <u>バイロラ、インブイア及びバルサ</u>	<u>CM</u>							
4407.25	(省 略)		4407.25		(省 略)				
4407.26	(省 略)		4407.26		(省 略)				
4407.27	<u>000</u> <u>サペリ</u>	<u>CM</u>			(新 規)				
4407.28	<u>000</u> <u>イロコ</u>	<u>CM</u>			(新 規)				
4407.29	(省 略) —その他のもの		4407.29		(省 略) —その他のもの				
4407.91	(省 略)		4407.91		(省 略)				
4407.92	(省 略)		4407.92		(省 略)				
4407.93	<u>000</u> <u>かえで（カエデ属のもの）のもの</u>	<u>CM</u>			(新 規)				
4407.94	<u>000</u> <u>桜（サクラ属のもの）のもの</u>	<u>CM</u>			(新 規)				
4407.95	<u>000</u> <u>とねりこ（トネリコ属のもの）のもの</u>	<u>CM</u>			(新 規)				
4407.99	(省 略)		4407.99		(省 略)				
44.09	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材		44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材				

2007 年 輸出統計品目表改正

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
44.11	<u>繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。)</u> <u>—ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)</u>			4410.39 4410.90	000 000	<u>もの</u> <u>—その他のもの</u> <u>—その他のもの</u>	CM CM CM	KG KG KG
4411.12	<u>000</u> <u>—厚さが5ミリメートル以下のもの</u>	MT		44.11	4411.11	<u>繊維板(木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。)</u> <u>—繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるものに限る。)</u>		
4411.13	<u>000</u> <u>—厚さが5ミリメートルを超え9ミリメートル以下のもの</u>	MT			4411.11	<u>—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの</u>	MT	
4411.14	<u>000</u> <u>—厚さが9ミリメートルを超えるもの</u> <u>—その他のもの</u>	MT	MT	4411.19	000	<u>—その他のもの</u> <u>—繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超えるものに限る。)</u>	MT	MT
4411.92	<u>000</u> <u>—密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの</u>	MT		4411.21	000	<u>—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの</u> <u>—その他のもの</u>		
4411.93	<u>000</u> <u>—密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの</u>	MT		4411.29	000	<u>—その他のもの</u> <u>—繊維板(密度が1立方センチメートルにつき0.35グラムを超えて0.5グラム以下のものに限る。)</u>	MT	MT
4411.94	<u>000</u> <u>—密度が1立方センチメートルにつき0.5グラム以下のもの</u>	MT		4411.31	000	<u>—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの</u> <u>—その他のもの</u> <u>—その他のもの</u>	MT	MT
				4411.39	000	<u>—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの</u>		
				4411.91	000	<u>—機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの</u>		MT

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
44.12				4411.99	000	—その他もの		
4412.10	000			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		
	—竹製のもの	CM	SM			—合板(木材の単板のみから成るもので各单板の厚さ		
	—その他の合板(木材(竹製のものを除く。)の単板			4412.13	000	が6ミリメートル以下のものに限る。)		
	のみから成るもので各单板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。)					—少なくとも一の外面の单板が熱帯産木材(この類		
4412.31	000			4412.14		の号注1のものに限る。)のもの		
	—少なくとも一の外面の单板が熱帯産木材(この類	CM	SM			—その他もの(少なくとも一の外面の单板が針葉		
	の号注1のものに限る。)のもの				100	樹以外のものに限る。)		
4412.32						—ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ		
	—その他もの(少なくとも一の外面の单板が針葉	CM	SM		900	その他これらに類する表面加工をしたもの		
	樹以外のものに限る。)			4412.19				
	—ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ	CM	SM		100	—その他もの		
	その他これらに類する表面加工をしたもの				900	—ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ		
4412.39	100					その他これらに類する表面加工をしたもの		
	—その他もの	CM	SM		4412.22	—その他もの		
	—その他もの	CM	SM		000	—その他もの(少なくとも一の外面の单板が針葉樹		
	—ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ	CM	SM			以外のものに限る。)		
	その他これらに類する表面加工をしたもの					—少なくとも一の单板が熱帯産木材(この類の号注		
	—その他もの	CM	SM			1のものに限る。)のもの		
4412.94	900					—その他もの(少なくとも一層がパーティクルボ		
	—その他もの	CM	KG	4412.23	000	ードのものに限る。)		
	—ブロックボード、ラミンボード及びバッテンボー	CM	KG			—その他もの		
	ド			4412.29	000	—その他もの		
4412.99	000					—少なくとも一の单板が熱帯産木材(この類の号注		
	—その他もの	CM	KG	4412.92	000			

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
			4412.93	000	1のものに限る。) のもの		CM	KG	
			4412.99	000	—その他もの(少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。)		CM	KG	
					—その他もの		CM	KG	
44.18	木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。)		44.18		木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。)				
4418.10	(省 略)		4418.10		(省 略)				
4418.20	(省 略)		4418.20		(省 略)				
	(削除)		4418.30	000	—寄せ木パネル			KG	
4418.40	(省 略)		4418.40		(省 略)				
4418.50	(省 略)		4418.50		(省 略)				
4418.60	000 —くい及びより —組み合わせた床用パネル	KG			(新規)				
4418.71	000 —モザイク状の床用のもの	KG							
4418.72	000 —その他のもの(多層のものに限る。)	KG							
4418.79	000 —その他のもの	KG							
4418.90	(省 略)		4418.90		(省 略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物			第46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物		
注	1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用纖維及びプラスチックの単纖維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用纖維のロービング及び糸並びに第54類の単纖維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。	2及び3 (省略)	注	1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オージア、柳、竹、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用纖維及びプラスチックの単纖維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用纖維のロービング及び糸並びに第54類の単纖維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。	2及び3 (省略)	
46.01	<u>さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）</u> <u>—敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u>	KG	46.01	<u>さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）</u> <u>—敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u>	KG	
4601.21	000	—竹製のもの	4601.20	000	—その他のもの	
4601.22	000	—とう製のもの				
4601.29	000	—その他のもの				
	—その他のもの					

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
4601.92 000	—竹製のもの	KG		4601.91 000	—植物性材料製のもの		KG		
4601.93 000	—とう製のもの	KG					KG		
4601.94 000	—その他の植物性材料製のもの	KG					KG		
4601.99 000	—その他のもの	KG		4601.99 000	—その他のもの		KG		
46.02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 —植物性材料製のもの			46.02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 —植物性材料製のもの		KG		
4602.11 000	—竹製のもの	KG		4602.10 000			KG		
4602.12 000	—とう製のもの	KG					KG		
4602.19 000	—その他のもの	KG					KG		
4602.90 000	—その他のもの	KG		4602.90 000	—その他のもの		KG		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
47.06	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ			47.06	古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ				
4706.10	(省略)			4706.10	(省略)				
4706.20	(省略)			4706.20	(省略)				
<u>4706.30</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの（竹製のものに限る。）</u>	<u>MT</u>		(新規)				
	(省略)				(省略)				

## 2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
<p>第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(m) (省略)</p> <p>(n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (<u>主として第14部又は第15部に属する。</u>)</p> <p>(o) 及び(p) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布しない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全纖維重量の<u>50%</u>以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超える、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。</p> <p>5～8 (省略)</p> <p>9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、<u>第48.23項</u>に属する。</p> <p>10～12 (省略)</p>	<p>第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(m) (省略)</p> <p>(n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく (<u>第15部参照</u>)</p> <p>(o) 及び(p) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布しない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であつて、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全纖維重量の<u>65%</u>以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧1メガパスカル）による各面の平滑度が2.5マイクロメートル（ミクロン）を超える、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。</p> <p>5～8 (省略)</p> <p>9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、<u>第48.15項</u>に属する。</p> <p>10～12 (省略)</p>					
48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問		48.02	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布しない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙  (省 略) (削 除) (省 略)			4802.30 000	わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。)並びに手すきの紙及び板紙  (省 略) <u>一カーボン原紙</u> (省 略)		<u>KG</u>
48.09	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。)  (削 除) (省 略)		48.09	4809.10 000	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。)  <u>一カーボン紙その他これに類する複写紙</u> (省 略)		<u>KG</u>
48.14	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー <sup>一</sup>  (省 略) (削 除)  (省 略) (削 除)		48.14	4814.30 000	壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー <sup>一</sup>  (省 略) <u>一壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。)</u> (省 略)		<u>KG</u>
	(削 除)		48.15	4815.00 000	紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切つ		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
48.16	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)並びに譲写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかを問わない。)			48.16	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)並びに譲写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかを問わない。)		KG
4816.20	(削除) (省略) (削除)			4816.10 000 4816.20 4816.30 000	—カーボン紙その他これに類する複写紙 —譲写版原紙		KG
4816.90	—その他のもの <u>100</u> <u>200</u> 900 —感熱記録紙 —譲写版原紙 —その他のもの	KG KG KG		4816.90 100 900	—その他のもの —感熱記録紙 —その他のもの		KG KG KG
48.23	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 (削除)			48.23 4823.12 000 4823.19 000	その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ(特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。)並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品 —粘着剤又は接着剤を塗布した紙(ストリップ状又はロール状のものに限る。) —セルフアドヒーシブのもの —その他のもの		KG
4823.20	(省略)			4823.20	(省略)		KG



2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第11部 紡織用纖維及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.11項参照） (b)～(d) (省略) (e) 第30.05項又は第30.06項の物品及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） (f)～(v) (省略) 2～12 (省略) <u>13</u> この部及び適用可能な場合にはこの表において「弹性糸」とは、合成纖維の長纖維の糸（单纖維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものという。 <u>14</u> (省略) 号注 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (削除) (a) (省略) (b) (省略) (c) (省略) (a)から(c)までの規定は、单纖維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準	第11部 紡織用纖維及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.03項参照） (b)～(d) (省略) (e) 第30.05項又は第30.06項の物品（例えば、脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獸医用の物品及び殺菌した外科用縫合材）及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） (f)～(v) (省略) 2～12 (省略) (新規) <u>13</u> (省略) 号注 1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「弹性糸」とは、合成纖維の長纖維の糸（单纖維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものという。 (b) (省略) (c) (省略) (d) (省略) (a)から(d)までの規定は、单纖維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
用する。			用する。			
(d) (省略)			(e) (省略)			
(e) (省略)			(f) (省略)			
(f) (省略)			(g) (省略)			
(g) (省略)			(h) (省略)			
(h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。			(i) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。			
(a)から(h)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。			(j) (a)から(i)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。			
(d)から(h)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。			(e)から(i)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。			
(ij) (省略)			(k) (省略)			
2 (省略)			2 (省略)			
<u>50.03</u>			<u>50.03</u>			
<u>5003.00</u>	<u>絹のくず(縹糸に適しない繊、糸くず及び反毛した織維を含む。)</u>		<u>5003.10</u>		<u>絹のくず(縹糸に適しない繊、糸くず及び反毛した織維を含む。)</u>	
<u>110</u>	<u>—カード及びコームのいづれもしてないもの</u>		<u>200</u>		<u>—カード及びコームのいづれもしてないもの</u>	
<u>120</u>	<u>—絹ノイル</u>		<u>300</u>		<u>—絹ノイル</u>	
<u>190</u>	<u>—その他のもの</u>		<u>900</u>		<u>—その他のもの</u>	
<u>900</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>5003.90</u>	<u>000</u>	<u>—その他のもの</u>	<u>KG</u>

## 2007年 輸出統計品目表改正

新	旧	
<p>第51類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.11項参照）を除く。</p> <p>備考</p> <p>（省略）</p>	<p>第51類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.03項参照）を除く。</p> <p>備考</p> <p>（省略）</p>	

## 2007年 輸出統計品目表改正

新	旧	
<p>第51類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.11項参照）を除く。</p> <p>備考</p> <p>（省略）</p>	<p>第51類 羊毛、織獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物</p> <p>注</p> <p>1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) (省略)</p> <p>(b) 「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスクラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。</p> <p>(c) 「粗獸毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獸毛以外の獸毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獸毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.03項参照）を除く。</p> <p>備考</p> <p>（省略）</p>	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
52.08	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) (削除)			5208.53	000	綿織物（綿の重量が全重量の85%以上で、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) —3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
5208.59	—その他の織物 —朱子 —3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの —その他もの	SM 100 200 900	KG <sup>あや</sup> <sup>あや</sup> <sup>す</sup>	5208.59	100	—その他の織物 —朱子 —その他もの	SM SM SM	KG KG KG	
52.10	綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) (削除) (省略) (削除) (省略) (削除) (省略)			5210.10		綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラム以下のものに限る。) (省略) —3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの (省略) —3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの (省略) —3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの (省略)	SM SM SM SM	KG KG KG KG	
				5210.12	000				
				5210.22	000				
				5210.42	000				
						(省略)			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
5210.59	(削除)  (省略)			5210.52 000	—3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの  (省略)		SM	KG	
52.11	綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)			52.11	綿織物(綿の重量が全重量の85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が1平方メートルにつき200グラムを超えるものに限る。)				
5211.11 S 5211.19 5211.20 000	(省略)  —漂白したもの  (削除)  (削除)  (省略)	SM	KG	5211.11 S 5211.19 5211.21 000 5211.22 000 5211.29 000	—漂白したもの  —平織りのもの  —3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの  —その他の織物  (省略)		SM	KG	SM KG SM KG

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
		(削除)		53.04		サイザルその他のアグーブ属の紡織用纖維(精紡したものと反毛した纖維を除く。)並びにそのトウ及びくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)			
				5304.10	000	—サイザルその他のアグーブ属の紡織用纖維(生のものに限る。)		KG	
				5304.90	000	—その他のもの		KG	
53.05	000	ココヤシ、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)、ラミーその他の植物性紡織用纖維(他の項に該当するもの及び精紡したものと反毛した纖維を除く。)並びにそのトウ、ノイル及びくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)	KG	53.05		ココヤシ、アバカ(マニラ麻又はムサ・テクスティリス)、ラミーその他の植物性紡織用纖維(他の項に該当するもの及び精紡したものと反毛した纖維を除く。)並びにそのトウ、ノイル及びくず(糸くず及び反毛した纖維を含む。)			
				5305.11	000	—ココヤシのもの(コイヤ)		KG	
				5305.19	000	—生のもの		KG	
				5305.21	000	—その他のもの		KG	
				5305.29	000	—アバカのもの		KG	
				5305.90	000	—生のもの		KG	
						—その他のもの		KG	
						—その他のもの		KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位				
		I II			I II				
<u>第54類 人造繊維の長纖維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これらに類する人造繊維製品</u>									
注									
<p>1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。</p> <p>(a) 有機单量体の重合により製造した短纖維及び長纖維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール））</p> <p>(b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、銅アンモニアレーヨン（キュプラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短纖維及び長纖維（例えば、アセテート及びアルギネート）</p> <p>この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。</p> <p>人造繊維、合成繊維及び再生繊維又は半合成繊維の各用語は、材料の語とともに使用する場合においてもそれぞれ前記の意味と同一の意味を有する。</p> <p>2 (省略)</p>									
54.02		合成繊維の長纖維の糸（67 デシテックス未満の単纖維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものと除く。） 一強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）		54.02 5402.10	合成繊維の長纖維の糸（67 デシテックス未満の単纖維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものと除く。） 一強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
5402.11 000	—アラミドのもの	KG	100	—93 テックスを超えるもの	KG	
5402.19	—その他のもの		200	—93 テックス以下のもの		
	100 —93 テックスを超えるもの	KG				
	200 —93 テックス以下のもの	KG				
5402.20 000	—強力糸（ポリエステルのものに限る。） —テクスチャード加工糸	KG	5402.20 000	—強力糸（ポリエステルのものに限る。） —テクスチャード加工糸	KG	
5402.31 000	—ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する单糸が50 テックス以下のものに限る。）	KG	5402.31 000	—ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する单糸が50 テックス以下のものに限る。）	KG	
5402.32 000	—ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する单糸が50 テックスを超えるものに限る。）	KG	5402.32 000	—ナイロンその他のポリアミドのもの（構成する单糸が50 テックスを超えるものに限る。）	KG	
5402.33 000	—ポリエステル製のもの	KG	5402.33 000	—ポリエステル製のもの	KG	
5402.34 000	—ポリプロピレンのもの	KG				
5402.39 000	—その他のもの —その他の单糸（より数が1 メートルにつき 50 以下のものに限る。）	KG	5402.39 000	—その他のもの —その他の单糸（より数が1 メートルにつき 50 以下のものに限る。）	KG	
5402.44 000	—弾性を有するもの	KG	5402.41 000	—ナイロンその他のポリアミドのもの	KG	
5402.45 000	—その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）	KG	5402.42 000	—ポリエステルのもの（部分的に配向性を与えたものに限る。）	KG	
5402.46 000	—その他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）	KG	5402.43 000	—その他のポリエステルのもの	KG	
5402.47 000	—その他のもの（ポリエステルのものに限る。）	KG				
5402.48 000	—その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）	KG				
5402.49	—その他のもの		5402.49	—その他のもの		
	100 —ビニロンのもの	KG	100	—ビニロンのもの	KG	
	300 —アクリルのもの	KG	300	—アクリルのもの	KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>400</u> <u>900</u>	<u>KG</u>		<u>400</u> <u>900</u>	<u>一一ポリウレタンのもの</u> <u>一一その他のもの</u> <u>一その他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。）</u>	<u>KG</u>		<u>一一ポリウレタンのもの</u> <u>一一その他のもの</u> <u>一その他の単糸（より数が1メートルにつき50を超えるものに限る。）</u>	
5402.51	<u>000</u>	<u>KG</u>		<u>5402.51</u> <u>000</u>	<u>一一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>	<u>KG</u>		<u>一一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>	
5402.52	<u>000</u>	<u>KG</u>		<u>5402.52</u> <u>000</u>	<u>一一ポリエステルのもの</u>	<u>KG</u>		<u>一一ポリエステルのもの</u>	
5402.59				<u>5402.59</u>	<u>一一その他のもの</u>			<u>一一その他のもの</u>	
	<u>100</u>	<u>KG</u>		<u>100</u>	<u>一一ビニロンのもの</u>	<u>KG</u>		<u>一一ビニロンのもの</u>	
	<u>900</u>	<u>KG</u>		<u>900</u>	<u>一一その他のもの</u> <u>一その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン</u>	<u>KG</u>		<u>一一その他のもの</u> <u>一その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン</u>	
5402.61	<u>000</u>	<u>KG</u>		<u>5402.61</u> <u>000</u>	<u>一一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>	<u>KG</u>		<u>一一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>	
5402.62	<u>000</u>	<u>KG</u>		<u>5402.62</u> <u>000</u>	<u>一一ポリアステルのもの</u>	<u>KG</u>		<u>一一ポリアステルのもの</u>	
5402.69				<u>5402.69</u>	<u>一一その他のもの</u>			<u>一一その他のもの</u>	
	<u>100</u>	<u>KG</u>		<u>100</u>	<u>一一ビニロンのもの</u>	<u>KG</u>		<u>一一ビニロンのもの</u>	
	<u>900</u>	<u>KG</u>		<u>900</u>	<u>一一その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>一一その他のもの</u>	
54.03	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			54.03	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				
5403.10	(省 略) (削 除) (省 略)			5403.10 5403.20 000	(省 略) <u>一テクスチャード加工糸</u> (省 略)			<u>KG</u>	
54.04	合成繊維の単繊維（67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限			54.04	合成繊維の単繊維（67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	る。) 及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品(例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。)			5404. 10	000	る。) 及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品(例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。)	
5404. 11	<u>000</u> 一単繊維 --弾性を有するもの		KG			一単繊維	KG
5404. 12	<u>000</u> --その他のもの(ポリプロピレンのものに限る。)		KG				
5404. 19	<u>000</u> --その他のもの		KG				
5404. 90	(省 略)			5404. 90		(省 略)	
54. 06				54. 06		人造繊維の長繊維の糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)	
5406. 00	<u>000</u> 人造繊維の長繊維の糸(小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。)		KG	5406. 10	000	一合成繊維の長繊維の糸	KG
				5406. 20	000	一再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸	KG

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
55.01 5501.10 S 5501.30 <u>5501.40</u> 000	合成繊維の長繊維のトウ  (省 略)  <u>一ポリプロピレンのもの</u>  (省 略)		55.01 5501.10 S 5501.30 <u>KG</u>	合成繊維の長繊維のトウ  (省 略)  <u>一新規</u>  (省 略)		
55.03  <u>5503.11</u> 000 <u>5503.19</u> 000 5503.20 S 5503.90	合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの)を除く。  <u>一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>  <u>--アラミドのもの</u>  <u>--その他のもの</u>  (省 略)		55.03  <u>5503.10</u> 000 <u>KG</u>  <u>KG</u>	合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの)を除く。  <u>一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>  (省 略)		<u>KG</u>
55.13  <u>5513.23</u>	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。)  (省 略)  (削除)  <u>--ポリエステルの短繊維のその他の織物</u>		55.13  <u>5513.22</u> 000  <u>5513.23</u> 000	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。)  (省 略)  <u>--ポリエステルの短繊維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。)</u>  <u>--ポリエステルの短繊維のその他の織物</u>		<u>SM</u> <u>KG</u> <u>SM</u> <u>KG</u>



2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
\$ 5514.29	(省略)			\$ 5514.29	(省略)				
<u>5514.30</u> <u>000</u>	<u>一異なる色の糸から成るもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>	<u>5514.31</u> <u>000</u>	<u>一異なる色の糸から成るもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		
				<u>5514.32</u> <u>000</u>	<u>一一ポリエステルの短纖維のもの(平織りのものに限る。)</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		
				<u>5514.33</u> <u>000</u>	<u>一一ポリエステルの短纖維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。)</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		
				<u>5514.39</u> <u>000</u>	<u>一一ポリエステルの短纖維のその他の織物</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		
					<u>一一その他の織物</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		
					<u>一なせんしたもの</u>				
5514.41	一なせんしたもの			5514.41	(省略)				
\$ 5514.49	(省略)			\$ 5514.49	(省略)				
55.15	合成纖維の短纖維のその他の織物			55.15	合成纖維の短纖維のその他の織物				
	(省略)				(省略)				
	(削除)			<u>5515.92</u> <u>000</u>	<u>一一混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は纖獸毛のもの</u>	<u>SM</u>	<u>KG</u>		
5515.99	(省略)			5515.99	(省略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
55.01 5501.10 S 5501.30 <u>5501.40</u> 000	合成繊維の長繊維のトウ  (省 略)  <u>一ポリプロピレンのもの</u>  (省 略)		55.01 5501.10 S 5501.30 <u>KG</u>	合成繊維の長繊維のトウ  (省 略)  <u>一新規</u>  (省 略)		
55.03  <u>5503.11</u> 000 <u>5503.19</u> 000 5503.20 S 5503.90	合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの)を除く。  <u>一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>  <u>--アラミドのもの</u>  <u>--その他のもの</u>  (省 略)		55.03  <u>5503.10</u> 000 <u>KG</u>  <u>KG</u>	合成繊維の短繊維(カード、コームその他の紡績準備の処理をしたもの)を除く。  <u>一ナイロンその他のポリアミドのもの</u>  (省 略)		<u>KG</u>
55.13  <u>5513.23</u>	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。)  (省 略)  (削除)  <u>--ポリエステルの短繊維の他の織物</u>		55.13  <u>5513.22</u> 000  <u>5513.23</u> 000	合成繊維の短繊維の織物(合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。)  (省 略)  <u>--ポリエステルの短繊維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。)</u>  <u>--ポリエステルの短繊維の他の織物</u>		<u>SM</u> <u>KG</u> <u>SM</u> <u>KG</u>

2007 年 輸出統計品目表改正

新				日				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II		
5513.39	100 ——3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの	SM	KG	5513.32 5513.33 5513.39	000 000 000	(省略) ——ポリエステルの短纖維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。) ——ポリエステルの短纖維のその他の織物 ——その他の織物	SM SM SM SM SM	KG KG KG KG KG
	900 ——その他のもの (省略) (削除)	SM	KG					
	(削除)						SM SM SM	KG KG KG
	——その他の織物							
	100 ——ポリエステルの短纖維のその他の織物	SM	KG					
	900 ——その他のもの (省略) (削除)	SM	KG	5513.42 5513.43 5513.49	000 000 000	(省略) ——ポリエステルの短纖維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。) ——ポリエステルの短纖維のその他の織物 (省略)	SM SM SM SM SM	KG KG KG KG KG
	(削除)							
	(省略)							
	合成纖維の短纖維の織物(合成纖維の短纖維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用纖維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。) (省略) (削除)							
	55.14							
5514.19	55.14 合成纖維の短纖維の織物(合成纖維の短纖維の重量が全重量の85%未満のもののうち、混用纖維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。) (省略) (削除)			5514.13 5514.19	000	——ポリエステルの短纖維のその他の織物	SM	KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
\$ 5514.29 5514.30 000	(省略) <u>一異なる色の糸から成るもの</u>	SM	KG	\$ 5514.29 5514.31 000 5514.32 000 5514.33 000 5514.39 000 5514.41 \$ 5514.49	(省略) <u>一異なる色の糸から成るもの</u> <u>一一ポリエステルの短纖維のもの(平織りのものに限る。)</u> <u>一一ポリエステルの短纖維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。)</u> <u>一一ポリエステルの短纖維のその他の織物</u> <u>一一その他の織物</u> -なせんしたもの (省略)	SM	KG		
5514.41 \$ 5514.49	-なせんしたもの (省略)			55.15 5515.92 000 5515.99	合成纖維の短纖維のその他の織物 (省略) (削除) (省略)	合成纖維の短纖維のその他の織物 (省略) <u>一一混用纖維の全部又は大部分が羊毛又は纖獸毛のもの</u> (省略)	SM	KG	
55.15 5515.99	合成纖維の短纖維のその他の織物 (省略) (削除) (省略)						SM	KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
	第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品			第56類 ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		
	注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの (主として第14部又は第15部に属する。) 2～4 (省略)			注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの (第15部参照) 2～4 (省略)		
56.04	ゴム糸及びゴムひも (紡織用纖維で被覆したものに限る。) 並びに紡織用纖維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品 (ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)		56.04	ゴム糸及びゴムひも (紡織用纖維で被覆したものに限る。) 並びに紡織用纖維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品 (ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。)		
5604.10	(省略) (削除)		5604.10 5604.20 000	(省略) <u>一強力糸 (ナイロンその他のポリアミド、ポリエス</u> <u>テル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又</u> <u>は塗布したものに限る。)</u>		KG
5604.90	<u>一その他のもの</u> <u>一一強力糸 (ナイロンその他のポリアミド、ポリエス</u> <u>テル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ま</u> <u>せ又は塗布したものに限る。)</u> <u>一一その他のもの</u>	KG KG	5604.90 000	<u>一その他のもの</u>		KG
56.07	ひも、綱及びケーブル (組んであるかないか又はゴム		56.07	ひも、綱及びケーブル (組んであるかないか又はゴム		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)  (削除)  (省略)			5607.10 000	若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。  —第53.03項のジュー <sup>ト</sup> その他の紡織用鞆皮織維製のもの  (省略)		KG		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
57.02	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)			57.02	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)				
5702.10 S	(省 略)			5702.10 S	(省 略)				
5702.49				5702.49	<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>	<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>			
5702.50 000	<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>	SM	KG	5702.51 000	<u>—羊毛製又は纖獸毛製のもの</u>	<u>—SM</u>	<u>KG</u>		
	—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)			5702.52 000	<u>—人造纖維材料製のもの</u>	<u>—SM</u>	<u>KG</u>		
	(省 略)			5702.59 000	<u>—その他の紡織用纖維製のもの</u>	<u>—SM</u>	<u>KG</u>		
5702.91 S				5702.91 S	<u>—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)</u>				
5702.99				5702.99	(省 略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
57.02	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)			57.02	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。)				
5702.10 S	(省 略)			5702.10 S	(省 略)				
5702.49				5702.49	<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>	<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>			
5702.50 000	<u>—その他のもの(パイル織物のもの及び製品にしたもの</u> <u>のを除く。)</u>	SM	KG	5702.51 000	<u>—羊毛製又は纖獸毛製のもの</u>	<u>—SM</u>	<u>KG</u>		
	—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)			5702.52 000	<u>—人造纖維材料製のもの</u>	<u>—SM</u>	<u>KG</u>		
	(省 略)			5702.59 000	<u>—その他の紡織用纖維製のもの</u>	<u>—SM</u>	<u>KG</u>		
5702.91 S				5702.91 S	<u>—その他のもの(製品にしたものに限るものとし、パイル織物のものを除く。)</u>				
5702.99				5702.99	(省 略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
58.03 5803.00 100 200	もじり織物（第58.06項の細畳織物類を除く。） —綿製のもの —その他の紡織用繊維製のもの		SM SM	KG KG	58.03 5803.10 000 5803.90 000		もじり織物（第58.06項の細畳織物類を除く。） —綿製のもの —その他の紡織用繊維製のもの	SM SM	KG KG

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
	第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品		第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維製品	注		
注	1～4 (省 略)		1～4 (省 略)	注		
5 第59.07項には、次の物品を含まない。			5 第59.07項には、次の物品を含まない。	(a)～(g) (省 略)		
(a)～(g) (省 略)			(a)～(g) (省 略)	(h) 金属のはくを紡織用纖維の織物類により裏張りしたもの (主として第14部又は第15部に属する。)		
(h) 金属のはくを紡織用纖維の織物類により裏張りしたもの (主として第14部又は第15部に属する。)			(h) 金属のはくを紡織用纖維の織物類により裏張りしたもの (第15部参照)	6及び7 (省 略)		
6及び7 (省 略)			6及び7 (省 略)			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
60.05	たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) (削除) (省略)			60.05 6005.10 000	たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) <u>一羊毛製又は綈獸毛製のもの</u> (省略)		<u>SM</u>	<u>KG</u>

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
61.01	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケ、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。） （削除） （省略）			61.01  <u>6101.10</u> 000	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケ、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。） —羊毛製又は織獸毛製のもの （省略）			
61.03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） —スーツ —アンサンブル （削除） （省略）	<u>6103.10</u> 000	<u>KG</u>	61.03  <u>6103.11</u> 000 <u>6103.12</u> 000 <u>6103.19</u> 000  <u>6103.21</u> 000	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） —スーツ —羊毛製又は織獸毛製のもの —合成繊維製のもの —その他の紡織用繊維製のもの —アンサンブル —羊毛製又は織獸毛製のもの （省略）			
61.04	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） —スーツ			61.04	女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） —スーツ			

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名	単位	
		I	II				I	II
6104.13	(削除)			6104.11	000	一一羊毛製又は織獸毛製のもの	NO	KG
6104.19	(削除)			6104.12	000	一一綿製のもの	NO	KG
	(省略)			6104.13		(省略)		
	(省略)			6104.19		(省略)		
	アンサンブル					アンサンブル		
	(削除)			6104.21	000	一一羊毛製又は織獸毛製のもの	NO	KG
	(省略)					(省略)		
61.07	男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		61.07			男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
	(省略)					(省略)		
	(削除)			6107.92	000	一一人造繊維製のもの	NO	KG
	(省略)			6107.99		(省略)		
6107.99								
61.11	乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		61.11			乳児用の衣類及び衣類附属品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		
	(削除)			6111.10		一羊毛製又は織獸毛製のもの		
						一一パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類		
					210	一一パンティストッキング及びタイツ	NO	KG
					295	一一その他のもの	PR	KG
					900	一一その他のもの	NO	KG
	(省略)					(省略)		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
61.14	その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (削除) (省略)		61.14		その他の衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) <u>一羊毛製又は織獸毛製のもの</u> (省略)		<u>NO</u>	<u>KG</u>	
61.15	<u>パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス</u> <u>その他の靴下類(段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のストッキング)及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限る。)を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</u>		61.15		<u>パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックス</u> <u>その他の靴下類(静脈瘤症用のストッキング及び履物として使用するもの(更に別の底を取り付けてないものに限る。)を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</u>				
6115.10 000	<u>一段階的圧縮靴下(例えば、静脈瘤症用のストッキング)</u> <u>—その他のパンティストッキング及びタイツ</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>			<u>—パンティストッキング及びタイツ</u>				
6115.21 000	<u>—合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	6115.11 000		<u>—合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>	
6115.22 000	<u>—合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。)</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	6115.12 000		<u>—合成繊維製のもの(構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。)</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>	
6115.29 000	<u>—その他の紡織用繊維製のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	6115.19 000		<u>—その他の紡織用繊維製のもの</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>	
6115.30 000	<u>—その他の女子用の長靴下(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)</u> <u>—その他のもの</u>	<u>PR</u> <u>KG</u>	6115.20 500		<u>—女子用の長靴下(構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。)</u> <u>—その他のもの</u>		<u>PR</u>	<u>KG</u>	
6115.94 000	<u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u>	<u>PR</u> <u>KG</u>	6115.91 500		<u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u>		<u>PR</u>	<u>KG</u>	
6115.95 000	<u>—綿製のもの</u>	<u>PR</u> <u>KG</u>	6115.92 500		<u>—綿製のもの</u>		<u>PR</u>	<u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
6115.96 000	<u>--合成繊維製のもの</u>	PR	KG	6115.93 500	<u>--合成繊維製のもの</u>	PR	KG		
6115.99 000	<u>--その他の紡織用繊維製のもの</u>	PR	KG	6115.99 500	<u>--その他の紡織用繊維製のもの</u>	PR	KG		
61.17	その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)  (省 略) (削 除) (省 略)			61.17	その他の衣類附属品(製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)及び衣類又は衣類附属品の部分品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)  (省 略) <u>一ネクタイ</u> (省 略)				
6117.10				6117.10 6117.20 000				NO KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧							
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号		品名		単位		
		I	II					I	II	
62.03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)  (省 略) (削 除) (省 略)			62.03  6203.21 000		男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)  (省 略) <u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u> (省 略)				
62.05	男子用のシャツ  (削 除) (省 略)			62.05  6205.10 000		男子用のシャツ  <u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u> (省 略)				
62.07	男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品  (省 略) (削 除) (省 略)			62.07  6207.92 000  6207.99		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品  (省 略) <u>—人造繊維製のもの</u> (省 略)				
6207.99	乳児用の衣類及び衣類附属品  (削 除) (省 略)			62.09  6209.10 000		乳児用の衣類及び衣類附属品  <u>—羊毛製又は織獸毛製のもの</u> (省 略)				
62.11	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他 の衣類			62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他 の衣類				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
62.13	ハンカチ	(省略) (削除) (省略)  (削除) (省略)		6211.31 62.13 6213.10	000 000	(省略) —羊毛製又は纖獸毛製のもの (省略)  ハンカチ —絹(絹のくずを含む。)製のもの (省略)	NO	KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
63.02	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン  (省 略) (削 除) (省 略) (削 除) (省 略) (省 略)			63.02  6302.52 000  6302.92 000  6302.93  6302.99	ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン  (省 略) <u>一一亜麻製のもの</u> (省 略) <u>一一亜麻製のもの</u> (省 略) (省 略)		
6302.93						DZ	KG
6302.99						DZ	KG
63.03	カーテン (ドレープを含む。)、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス -メリヤス編み又はクロセ編みのもの  (削 除) (省 略)			63.03  6303.11 000	カーテン (ドレープを含む。)、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス -メリヤス編み又はクロセ編みのもの <u>一一綿製のもの</u> (省 略)	DZ	KG
63.06	ターポリン及び日よけ、テント、帆 (ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。) 並びにキャンプ用品 -ターポリン及び日よけ  (削 除) (省 略) (省 略)			63.06  6306.11 000  6306.12  6306.19	ターポリン及び日よけ、テント、帆 (ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。) 並びにキャンプ用品 -ターポリン及び日よけ <u>一一綿製のもの</u> (省 略) (省 略)		KG
6306.12							
6306.19	-テント						
6306.22				6306.21 000 6306.22	-テント <u>一一綿製のもの</u> (省 略)		KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
6306.29	(省略)			6306.29	(省略)				
<u>6306.30</u> 000	<u>一帆</u>	<u>KG</u>		<u>6306.31</u> 000	<u>一帆</u>	<u>KG</u>			
				<u>6306.39</u> 000	<u>—合成繊維製のもの</u>	<u>KG</u>			
					<u>—その他の紡織用繊維製のもの</u>				
<u>6306.40</u> 000	<u>—空気マットレス</u>	<u>KG</u>		<u>6306.41</u> 000	<u>—空気マットレス</u>	<u>KG</u>			
				<u>6306.49</u> 000	<u>—綿製のもの</u>	<u>KG</u>			
					<u>—その他の紡織用繊維製のもの</u>				
	—その他のもの				—その他のもの				
6306.91	(省略)			6306.91	(省略)				
6306.99	(省略)			6306.99	(省略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
64.01	防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)  (省 略) (削 除) (省 略)			64.01 6401.91 000	防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。)  (省 略) <u>一一ひざを覆うもの</u> (省 略)			<u>PR</u>
64.02	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)  (省 略) (削 除)  (省 略)			64.02 6402.30 000	その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。)  (省 略) <u>—その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)</u> (省 略)			<u>PR</u>
64.03	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)  (省 略) (削 除)  (省 略)			64.03 6403.30 000	履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)  (省 略) <u>—履物(ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。)</u> (省 略)			<u>PR</u>

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
65.06 6506.99	(削除)  その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) (省略) (削除) (省略)			65.03 6503.00  65.06 6506.92 6506.99	000  000	フェルト製の帽子(第65.01項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)  その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。) (省略) —毛皮製のもの (省略)	NO  DZ	KG  KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
66.03	第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品  (削除) (省略)			66.03 6603.10 000	第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 <u>一握り</u>  (省略)		<u>KG</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
68.02	加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉  (省 略)		68.02		加工した石碑用又は建築用の石及びその製品(スレートを加工したもの及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。)製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。)並びに人工的に着色した天然石(スレートを含む。)の粒、細片及び粉  (省 略)				
6802.21 000	--大理石、トラバーチン及びアラバスター  (削 除)	KG	6802.21 000  6802.22 000		--大理石、トラバーチン及びアラバスター <sup>1</sup>  --その他の石灰質の石		KG  KG		
6802.23 000	--花こう岩  (省 略)	KG	6802.23 000		--花こう岩  (省 略)		KG		
68.11	石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品		68.11		石綿セメント製品、セルロースファイバーセメント製品その他これらに類する製品				
6811.40 000	一石綿を含有するもの  一石綿を含有しないもの	MT	6811.10 000  6811.20 000		一波板  --その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品		MT		
6811.81 000	--波板	MT					MT		
6811.82 000	--その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	MT	6811.30 000  6811.90 000		--管及び管用継手  --その他の製品		MT  MT		
6811.83 000	--管及び管用継手	MT					MT		
6811.89 000	--その他の製品	MT							
68.12	石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例え		68.12		石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムとをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例え				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
	<u>ば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)</u>				<u>ば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスケット。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)</u>				
6812.80	000 <u>一クロシドライト製のもの</u> <u>一その他のもの</u>	KG	6812.50 000		<u>一衣類、衣類附属品、履物及び帽子</u> <u>一紙、厚紙及びフェルト</u>		KG	KG	
6812.91	000 <u>--衣類、衣類附属品、履物及び帽子</u>	KG	6812.60 000		<u>--ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る。)</u>		KG	KG	
6812.92	000 <u>--紙、厚紙及びフェルト</u>	KG	6812.70 000		<u>--その他のもの</u>		KG	KG	
6812.93	000 <u>--ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る。)</u>	KG	6812.90 000		<u>--その他のもの</u>		KG	KG	
6812.99	000 <u>--その他のもの</u>	KG							
68.13	<u>ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)</u>		68.13		<u>ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)</u>				
6813.20	<u>一石綿を含有するもの</u> <u>--ブレーキライニング及びブレーキパッド</u> <u>--自動車用のもの</u> <u>--その他のもの</u> <u>--その他のもの</u> <u>一石綿を含有しないもの</u> <u>--ブレーキライニング及びブレーキパッド</u>	KG	6813.10 100		<u>--ブレーキライニング及びブレーキパッド</u> <u>--自動車用のもの(石綿製のものに限る。)</u> <u>--その他のもの</u> <u>--その他のもの</u>		KG	KG	
110		KG	900				KG	KG	
190		KG	6813.90 000				KG	KG	
900		KG							
6813.81	000	KG							

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
6813.89	000	—その他もの	KG						

2007 年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第 70 類 ガラス及びその製品			第 70 類 ガラス及びその製品					
号注 1 第 7013.22 号、第 7013.33 号、第 7013.41 号及び第 7013.91 号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (PbO) の含有量が全重量の 24% 以上のガラスのみをいう。			号注 1 第 7013.21 号、第 7013.31 号及び第 7013.91 号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 (PbO) の含有量が全重量の 24% 以上のガラスのみをいう。					
70.13	(削除)  <u>ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。)</u>		70.12 7012.00 000	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	NO KG			
7013.10	000 <u>—ガラスセラミックス製のもの</u> <u>—脚付きグラス類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG	7013.10 000	<u>ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第 70.10 項又は第 70.18 項のものを除く。)</u> <u>—ガラスセラミックス製のもの</u> <u>—コップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG			
7013.22	000 <u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG	7013.21 000	<u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG			
7013.28	000 <u>—その他のもの</u> <u>—その他のコップ類(ガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG KG	7013.29 000	<u>—その他のもの</u>	KG			
7013.33	000 <u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG						
7013.37	000 <u>—その他のもの</u> <u>—食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品(コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。)</u>	KG KG		<u>—食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品(コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。)</u>				
7013.41	000 <u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG	7013.31 000	<u>—鉛ガラス製のもの</u>	KG			
7013.42	000 <u>—線膨脹係数が温度 0 度から 300 度までの範囲において 1 ケルビンにつき 1,000,000 分の 5 以下</u>		7013.32 000	<u>—線膨脹係数が温度 0 度から 300 度までの範囲において 1 ケルビンにつき 1,000,000 分の 5 以下</u>				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7013.49 000	<u>のもの</u> <u>--その他のもの</u> <u>-その他のガラス製品</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>	7013.39 000	<u>のもの</u> <u>--その他のもの</u> <u>-その他のガラス製品</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>		
7013.91 000	<u>--鉛ガラス製のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>	7013.91 000	<u>--鉛ガラス製のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>		
7013.99 000	<u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>	7013.99 000	<u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>	<u>KG</u>		

## 2007年 輸出統計品目表改正

新	旧	
<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた 金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の<u>注1(A)</u>及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。</p> <p>(a)及び(b) (省略)</p> <p>2 <u>(A)</u> (省略) <u>(B)</u> (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 <u>(A)</u> (省略) <u>(B)</u> (省略) <u>(C)</u> (省略)</p> <p>5~7 (省略)</p> <p>8 第71.12項に該当する物品は、第6部の<u>注1(A)</u>に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章）</p> <p>(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、嗅ぎたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠）</p> <p><u>これらの物品は、組み合わせてあるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。</u></p> <p>10 及び11 (省略)</p> <p>号注</p>	<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた 金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第6部の<u>注1(a)</u>及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。</p> <p>(a)及び(b) (省略)</p> <p>2 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 <u>(a)</u> (省略) <u>(b)</u> (省略) <u>(c)</u> (省略)</p> <p>5~7 (省略)</p> <p>8 第71.12項に該当する物品は、第6部の<u>注1(a)</u>に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。<u>宝石を取り付けてあるかないかを問わない。</u>）</p> <p>(b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、<u>シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ</u>）</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p> <p>10 及び11 (省略)</p> <p>号注</p>	

## 2007年 輸出統計品目表改正

新	旧	
1 (省 略) 2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、 <u>注4(B)</u> の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。 3 (省 略)	1 (省 略) 2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、 <u>注4(b)</u> の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。 3 (省 略)	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
72.25	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。) (省略) (削除) (省略)			72.25 7225.20 000	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル以上のものに限る。) (省略) <u>—高速度鋼のもの</u> (省略)		<u>KG</u>
72.26	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限る。) (省略) (削除) (削除) (省略)			72.26 7226.93 000 7226.94 000	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600ミリメートル未満のものに限る。) (省略) <u>—亜鉛を電気めつきしたもの</u> <u>—亜鉛をめつきしたものの(電気めつきによるものを除く。)</u> (省略)		<u>KG</u>
7226.99	(省略)			7226.99			<u>KG</u>
72.29	その他の合金鋼の線 (削除) (省略)			72.29 7229.10 000	その他の合金鋼の線 <u>—高速度鋼のもの</u> (省略)		<u>KG</u>
7229.20	—その他のもの			7229.20			
7229.90	—その他もの 100 —合金工具鋼のもの 200 —ばね鋼のもの 300 —高速度鋼のもの 900 —その他のもの	KG KG KG KG		7229.90 100 200 900	—その他もの —合金工具鋼のもの —ばね鋼のもの —その他のもの		<u>KG</u>

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
73.04	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。) <u>一油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</u> <u>--ステンレス鋼製のもの</u> <u>--その他のもの</u>		73.04 7304.10	鉄鋼製の管及び中空の形材(継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。) <u>一油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</u> <u>--合金鋼製のもの</u> <u>--ステンレス鋼のもの</u> <u>--その他のもの</u>		
7304.11	000	KG	110			KG
7304.19	000	KG	190			KG
			900	<u>--その他のもの</u>		KG
				<u>一油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チユービング及びドリルパイプ</u>		
7304.22	000	KG	7304.21	<u>--ドリルパイプ(ステンレス鋼製のもの)</u>	<u>--ドリルパイプ</u>	KG
7304.23	000	KG	100	<u>--その他のドリルパイプ</u>	<u>--合金鋼製のもの</u>	KG
7304.24	000	KG	900	<u>--その他のもの(ステンレス鋼製のもの)</u>	<u>--その他のもの</u>	KG
7304.29	100	KG	7304.29	<u>--その他のもの</u>	<u>--その他のもの</u>	KG
			110	<u>--合金鋼製のもの</u>	<u>--合金鋼製のもの</u>	KG
			190	<u>--ステンレス鋼のもの</u>	<u>--ステンレス鋼のもの</u>	KG
			900	<u>--その他のもの</u>	<u>--その他のもの</u>	KG
				(省略)	(省略)	
73.06	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープ ンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これら に類する接合をしたもの) <u>一油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</u> <u>--溶接管(ステンレス鋼製のものに限る。)</u> <u>--その他のもの</u>		73.06 7306.10	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材(例えば、オープ ンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これら に類する接合をしたもの) <u>一油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ</u> <u>--合金鋼のもの</u> <u>--ステンレス鋼のもの</u>		
7306.11	000	KG	110			KG
7306.19						

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>100</u> <u>900</u>	<u>一一合金鋼製のもの</u> <u>一一その他のもの</u>		<u>KG</u>	<u>190</u> <u>900</u>	<u>一一その他のもの</u> <u>一一その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	
	<u>7306.21</u> <u>000</u>	<u>一油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング</u>		<u>7306.20</u>	<u>000</u>	<u>一油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング</u>		<u>KG</u>	
	<u>7306.29</u> <u>000</u>	<u>一一溶接管(ステンレス鋼製のものに限る。)</u>		<u>KG</u>	<u>7306.30</u>	<u>一その他の溶接管(鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u>			
	<u>7306.30</u>	<u>一その他の溶接管(鉄鋼又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u>			<u>100</u> <u>200</u> <u>900</u>	<u>一一缶用鋼管</u> <u>一一ガス管</u> <u>一一その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	
	<u>7306.40</u>	<u>100</u> <u>200</u> <u>900</u> <u>一一その他の溶接管(ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u>		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	<u>7306.40</u>	<u>一その他の溶接管(ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u> <u>一一縦方向に溶接したもの</u> <u>一一その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	
	<u>7306.50</u> <u>000</u>	<u>300</u> <u>900</u> <u>一一その他の溶接管(その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	<u>7306.50</u> <u>000</u>	<u>一その他の溶接管(その他の合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。)</u> <u>一その他の溶接管(横断面が円形のものを除く。)</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	
	<u>7306.61</u> <u>000</u>	<u>一一横断面が正方形又は長方形のもの</u>		<u>KG</u>					
	<u>7306.69</u> <u>000</u>	<u>一一その他のもの(横断面が円形のものを除く。)</u>		<u>KG</u>					
	<u>7306.90</u> <u>000</u>	<u>一一その他のもの</u>		<u>KG</u>					
73.14		ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル			73.14	ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル、網及び柵(鉄鋼の線から製造したものに限る。)並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
73.19	(省 略) (削 除) (省 略)  鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品 (削 除) (省 略)			7314.13 000  73.19	—その他の機械用ワイヤエンドレスバンド (省 略)  鉄鋼製の安全ピンその他のピン(他の項に該当するものを除く。)及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品 —縫針、かがり針及びししゅう針 (省 略)		KG	
73.21	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器(セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。)、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品(家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。)及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。) —調理用加熱器具及び皿温め器			7319.10 000  73.21	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器(セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。)、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品(家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。)及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。) —調理用加熱器具及び皿温め器		KG	
7321.11	(省 略)			7321.11	(省 略)			
7321.12	(省 略)			7321.12	(省 略)			
7321.19 000	—その他のもの(固体燃料用のものを含む。) —その他の器具	NO	KG	7321.13 000	—固体燃料用のもの —その他の器具		NO	KG
7321.81	(省 略)			7321.81	(省 略)			
7321.82	(省 略)			7321.82	(省 略)			
7321.89 000	—その他のもの(固体燃料用のものを含む。)	KG		7321.83 000	—固体燃料用のもの		KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
7321.90	(省略)			7321.90	(省略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第74類 銅及びその製品			第74類 銅及びその製品					
注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(e) (省略) (f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さか幅の10分の1を超えるものに限る。 (削除) (g)及び(h) (省略)			注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(e) (省略) (f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さか幅の10分の1を超えるものに限る。 <u>もつとも、第74.14項の線には、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない）のみを含む。</u>					
74.01 7401.00 000	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	KG	74.01 7401.10 000 7401.20 000	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） —銅のマット —セメントカッパー（沈殿銅）	KG KG			
74.03 7403.29	精製銅又は銅合金の塊 (省略) (削除) (省略)		74.03 7403.23 000	精製銅又は銅合金の塊 (省略) —銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白） (省略)				
74.07 7407.10	銅の棒及び形材 (省略)		74.07 7407.10	銅の棒及び形材 (省略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
7407.21	一銅合金のもの (省 略) (削 除)			7407.21 7407.22 000	一銅合金のもの (省 略) <u>一一銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの</u> (省 略)		
7407.29	(省 略) (削 除) (削 除)			7407.29 74.14 7414.20 000 7414.90 000	<u>ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る。)</u> <u>並びに銅製のエキスピアンデッドメタル</u> <u>一ワイヤクロス</u> <u>一その他のもの</u>	KG	KG
74.19	その他の銅製品 (省 略) —その他もの ——銅製のはね ——その他のもの			74.19 7419.99 000	<u>銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。)及びその部分品(銅製のものに限る。)</u> その他の銅製品 (省 略) —その他もの	KG	KG
	100	KG					
	900	KG					

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(削除)			<u>78.03</u> <u>7803.00</u>	000	<u>鉛の棒、形材及び線</u>	<u>KG</u>		
	(削除)			<u>78.05</u> <u>7805.00</u>	000	<u>鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</u>	<u>KG</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	(削除)			<u>79.06</u> <u>7906.00</u>	<u>000</u>	<u>亜鉛製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)</u>		<u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位			
		I II			I II			
第80類 すず及びその製品			第80類 すず及びその製品					
注			注					
<p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</p> <p>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p>（削除）</p>			<p>1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のもののうち次のものをいう。</p> <p>長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの</p> <p>長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの</p> <p><u>第80.04項又は第80.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u></p>					
(e) (省略)			(e) (省略)					
		(削除)			80.04 8004.00 000	すずの板、シート及びストリップ（厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。）		KG
		(削除)			80.05 8005.00 000	すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない）、粉及びフレーク		KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
80.07 8007.00 100 900	(削除)  <u>その他のすず製品</u> <u>—すずのはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）、粉及びフレーク</u> <u>—その他のもの</u>			80.06 8006.00 000	<u>すず製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）</u>			KG KG	
				80.07 8007.00 000	<u>その他のすず製品</u>			KG KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位		
			I	II					
81.01	タングステン及びその製品（くずを含む。） (省 略) (削 除)		81.01 8101.95 000		タングステン及びその製品（くずを含む。） (省 略) <u>一一棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく</u>				
8101.96	(省 略)		8101.96		(省 略)		<u>KG</u>		
8101.97	(省 略)		8101.97		(省 略)				
<u>8101.99</u>	<u>--その他のもの</u>		<u>8101.99</u> <u>000</u>		<u>--その他のもの</u>		<u>KG</u>		
	<u>100</u>	<u>--棒（単に焼結して得た棒を除く。）、形材、板、シート、ストリップ及びはく</u>	<u>KG</u>						
	<u>900</u>	<u>--その他のもの</u>	<u>KG</u>						
81.12	ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。） (省 略) (削 除) (削 除) (省 略)		81.12 8112.30 000 8112.40 000		ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。） (省 略) <u>—ゲルマニウム</u> <u>—バナジウム</u> (省 略)		<u>KG</u> <u>KG</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
83.11 8311.90 000	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、ブラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。)並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒  (省 略) その他のもの		KG	83.11 8311.90 000	卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、アーク溶接棒その他これらに類する物品(金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、溶接又は融着に使用する種類のもので、ブラックスを被覆し又はしんに充てんしたものに限る。)並びに卑金属粉を凝結させて製造した金属吹付け用の線及び棒  (省 略) その他のもの <u>(部分品を含む。)</u>		KG	

## 2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
	第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			
注			注			
1 この部には、次の物品を含まない。			1 この部には、次の物品を含まない。			
(a) (省 略)			(a) (省 略)			
(b) 革製品及びコンポジションレザー製品(第42.05項参照)並びに毛皮製品(第43.03項参照)で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの			(b) 革製品及びコンポジションレザー製品(第42.04項参照)並びに毛皮製品(第43.03項参照)で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの			
(c)～(g) (省 略)			(c)～(g) (省 略)			
2 機械の部分品(第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。			2 機械の部分品(第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。)は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。			
(a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項(第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、 <u>第84.87項</u> 、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。			(a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項(第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、 <u>第84.85項</u> 、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。			
(b) (省 略)			(b) (省 略)			
(c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、 <u>第84.87項</u> 又は第85.48項に属する。			(c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、 <u>第84.85項</u> 又は第85.48項に属する。			
3～5 (省 略)			3～5 (省 略)			
第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			
注			注			
1 この類には、次の物品を含まない。			1 この類には、次の物品を含まない。			

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
(a)～(d) (省 略) <u>(e) 第85.08項の真空式掃除機</u> <u>(f) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ</u> <u>(g) (省 略)</u> 2 第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 (a)～(e) (省 略) 第84.22項には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項参照）を含まない。 3及び4 (省 略) 5(A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の能力を有する物品をいう。 <u>(i) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</u> <u>(ii) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れれることが能够すること。</u> <u>(iii) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</u> <u>(iv) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。</u>	(a)～(d) (省 略) <u>(e) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ</u> <u>(f) (省 略)</u> 2 第84.01項から第84.24項までに該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項までの該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。 (a)～(e) (省 略) 第84.22項には、次の物品を含まない。 (a)及び(b) (省 略) また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機（第84.43項及び第84.71項参照）を含まない。 3及び4 (省 略) 5(A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。 <u>(a) 次の能力を有するデジタル式機械</u> <u>(1) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</u> <u>(2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れれることが能够すること。</u> <u>(3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</u> <u>(4) 人の介入なしに、処理用プログラム（処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの）を実行すること。</u> <u>(b) アナログ式機械（計算式を模擬したモデルを作れる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの）</u> <u>(c) ハイブリッド式機械（デジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でデジタル要素を有するもの）</u>					

## 2007 年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
(B) <u>自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかいかを問わない。</u>			(B) <u>自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかいかを問わない。(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。</u>			
			(a) <u>自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</u>			
			(b) <u>中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</u>			
			(c) <u>当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。</u>			
(C) <u>(D)及び(E)の規定に従うことを条件として、ユニットは、次の要件を満たす場合は、自動データ処理システムの一部とみなす。</u>			(C) <u>自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第 84.71 項に属する。</u>			
(i) <u>自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</u>						
(ii) <u>中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</u>						
(iii) <u>当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。</u>						
<u>自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第 84.71 項に属する。</u>						
<u>また、(C) (ii) 及び(C) (iii) の要件を満たすキーボード、X-Y 座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第 84.71 項に属する。</u>						
(D) <u>5 (C)の条件を満たす場合であつても、第 84.71 項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。</u>			(D) <u>(B) (b) 及び(B) (c)の要件を満たすプリンター、キーボード、X-Y 座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第 84.71 項に属する。</u>			
(i) <u>プリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）</u>						
(ii) <u>音声、画像その他のデータを送受信するための機器（有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（W</u>						

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	

A N))において通信するための機器を含む。)

(iii) 拡声器及びマイクロホン

(iv) テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー

(v) モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機を除く。）

(E) 自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

6～8 (省 略)

9 (A) 第85類の注8 (a) 及び8 (b) は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。

(B) この注及び第84.86項の「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。

(C) 第84.86項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。

(i) マスク又はレチクルの製造又は修理

(ii) 半導体デバイス又は集積回路の組立て

(iii) ポール (b o u l e)、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し

(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。

(E) データ処理以外の特定の機能を有する機械で、自動データ処理機械を自蔵するもの及び自動データ処理機械と連係して作動するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。

6～8 (省 略)

(新規)

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
84.18	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。） （省 略） （削 除） （省 略）			84.18 <u>8418.22</u> 000	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。） （省 略） —吸收式のもの（電気式のものに限る。） （省 略）				
8418.50 000	—貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。） —その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ —ヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。） （省 略）	NO	KG	8418.50 000	—その他のチェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。） —その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ —圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。） （省 略）			NO	KG
8418.61	<u>84.25</u>			8418.61	ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ —ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）				
<u>84.25</u>	ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ —ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）			<u>84.25</u>	ブーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ —ブーリータックル及びホイスト（スキップホイスト及び車両持上げに使用する種類のホイストを除く。）				
8425.11 000	—電動機により作動するもの	NO	KG	8425.11 000	—電動機により作動するもの		NO	KG	
8425.19 000	—その他のもの	NO	KG	8425.19 000	—その他のもの		NO	KG	
8425.31 000	—ウインチ及びキャプスタン —電動機により作動するもの	NO	KG	8425.20 000	—ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置		NO	KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
8425.39	<u>--その他のもの</u> <u>100</u> <u>900</u> <u>---油圧式のもの</u> <u>---その他もの</u> <u>---ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイス</u> <u>ト</u>	<u>NO</u> <u>KG</u> <u>NO</u> <u>KG</u> <u>NO</u> <u>KG</u>	<u>8425.31</u> <u>000</u> <u>8425.39</u> <u>100</u> <u>900</u>		<u>--電動機により作動するもの</u> <u>--その他のもの</u> <u>--油圧式のもの</u> <u>--その他もの</u> <u>---ジャッキ及び車両持上げに使用する種類のホイス</u> <u>ト</u>		<u>NO</u> <u>KG</u> <u>NO</u> <u>KG</u> <u>NO</u> <u>KG</u>		
8425.41	<u>000</u> <u>--据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る。)</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>8425.41</u> <u>000</u>		<u>--据付け式ジャッキ装置(修理場において使用する種類のものに限る。)</u>				
8425.42	<u>000</u> <u>--他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る。)</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>8425.42</u> <u>000</u>		<u>--他のジャッキ及びホイスト(液圧式のものに限る。)</u>				
8425.49	<u>000</u> <u>--その他のもの</u>	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>8425.49</u> <u>000</u>		<u>--その他のもの</u>				
84.28	その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー） (省 略) (削 除) (省 略)		<u>84.28</u> <u>8428.50</u> <u>000</u>		その他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー） (省 略) <u>一鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の遷車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器</u> (省 略)				
84.42	<u>プレート、シリンダー</u> <u>その他の印刷用コンポーネント</u> <u>の調製用又は製造用の機器</u> （第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。）、 <u>プレート、シリンダー</u> <u>その他の印刷用コンポーネント</u> 並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレー		<u>84.42</u>		<u>活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダー</u> <u>その他の印刷用コンポーネント</u> の調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。）、 <u>活字、ブロック、プレート、シリンダー</u> <u>その他の印刷用コンポーネント</u> 並びに印刷				

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位
		I	II		I	II	
8442.30 000	ト、シリンダー及びリソグラフィックストーン				用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		
	—印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器	NO	KG	8442.10 000	—写真植字機		NO KG
	—第 8442.30 号の機器の部分品	KG		8442.20 000	—その他の植字用機器(活字鋳造用装置を有するか有しないかを問わない。)		NO KG
	—プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	KG		8442.30 000	—その他の機器		NO KG
	—印刷機(第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)並びに部分品及び附属品			8442.40 000	—第 8442.10 号、第 8442.20 号又は第 8442.30 号の機器の部分品		KG
	—印刷機(第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)			8442.50 000	—活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン		KG
	—オフセット印刷機(卷紙式のものに限る。)			84.43	印刷機(第 84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)及びインクジェット方式の印刷機(第 84.71 項の物品を除く。)並びに印刷用補助機械		
	—オフセット印刷機(枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が 22 センチ	NO	KG	8443.11 000	—オフセット印刷機		NO KG
				8443.12 000	—一枚葉式で事務所用のもの(シートサイズが縦 22 センチメートル、横 36 センチメートル以下のものに限る。)		NO KG
				8443.19 000	—その他のもの		NO KG
					—凸版印刷機(フレキソ印刷機を除く。)		

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧							
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II			
							I	II		
	メートル以下、他方が36センチメートル以下のもの)	NO KG	8443.21	000	一一巻紙式のもの		NO	KG		
8443.13	000	一一その他のオフセット印刷機	NO KG	8443.29	一一その他のもの		NO	KG		
8443.14	000	一一凸版印刷機(巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)	NO KG	100	一一一輪転式のもの		NO	KG		
				900	一一一その他のもの		NO	KG		
8443.15	000	一一凸版印刷機(巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。)	NO KG	8443.30	000	一フレキソ印刷機	NO	KG		
				8443.40	000	一グラビア印刷機	NO	KG		
						一その他の印刷機	NO	KG		
8443.16	000	一一フレキソ印刷機	NO KG	8443.51	000	一一インクジェット方式の印刷機	NO	KG		
8443.17	000	一一グラビア印刷機	NO KG	8443.59		一一その他のもの	NO	KG		
8443.19	000	一一その他のもの	NO KG	100		一一一輪転式のもの	NO	KG		
		一その他のプリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)		900		一一一その他のもの	NO	KG		
8443.31		一一印刷、複写又はファクシミリ送信のうち二以上の機能を有する機械(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)		8443.60	000	一印刷用補助機械	NO	KG		
	100	一一一ファクシミリ送信の機能を有するもの(フラットベッドスキャナを有しないものに限る。)		8443.90	100	一部品	NO	KG		
	900	一一一その他のもの	NO		900	一一印刷機のもの	KG			
8443.32		一一その他のもの(自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。)	NO			一一一その他のもの	KG			
	100	一一一インクジェット方式のプリンター(専ら一辺の長さが297ミリメートルを超える、他の辺の長さが420ミリメートルを超える長方形(正方形を含む。)のもの(紙であるかないかを問わない。)に印刷するものに限る。)	NO							

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8443.39	900 ——その他もの ——その他もの ——複写機 110 ——デジタル式の複写機 190 ———その他もの 900 ———その他もの 一部分品及び附属品	NO NO NO							
8443.91	000 ——印刷機の部分品及び附属品(第84.42項のプリント、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。)	KG KG		84.48	第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機)並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) (省 略) (削 除) (省 略)	8448.41 000	——シャットル (省 略)	NO KG	
84.48	84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマア			84.48	第84.44項から第84.47項までの機械の補助機械(例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャットル交換機)並びに第84.44項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャットル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) (省 略) ——シャットル (省 略)				
84.56				84.56	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマア				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8456.10 S	一クを使用して材料を取り除くことにより加工する機械  (省 略)			8456.10 S	一クを使用して材料を取り除くことにより加工する機械  (省 略)				
8456.30				8456.30					
8456.90 000	—その他のもの	NO	KG	8456.91 000	—その他のもの	NO	KG		
				8456.99 000	—半導体材料上にパターンをドライエッチングする機械 —その他のもの	NO	KG		
84.69 8469.00 000	タイプライター（第84.43項のプリンターを除く。） 及びワードプロセッサ	NO		84.69 8469.11 000 8469.12 000 8469.20 000 8469.30 000	タイプライター（第84.71項のプリンターを除く。） 及びワードプロセッサ —自動タイプライター及びワードプロセッサ —ワードプロセッサ —自動タイプライター —その他のタイプライター（電動式のものに限る。） —その他のタイプライター（電動式のものを除く。）	NO NO NO NO			
84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機  (省 略) (削 除)			84.70 8470.40 000	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機  (省 略) —会計機				

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位
		I	II		I	II	
84.71	(省略)			84.71	(省略)		
8471.30 000	<p>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>—携帯用の自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）</p> <p>—その他の自動データ処理機械</p>	NO		<p>8471.10 000</p> <p>8471.30 000</p>	<p>自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>—アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械</p> <p>—携帯用のデジタル式自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）</p> <p>—その他のデジタル式自動データ処理機械</p>	NO	NO
8471.41	(省略)			8471.41	(省略)		
8471.49	(省略)			8471.49	(省略)		
8471.50 000	<p>—処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一つは二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）</p> <p>—入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）</p> <p>(削除)</p>	NO		<p>8471.50 000</p>	<p>—デジタル式処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一つは二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。）</p> <p>—入力装置及び出力装置（同一のハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。）</p> <p>—印刷装置</p> <p>—ドットマトリックス式のもの</p> <p>—レーザー式のもの</p>	NO	NO
8471.60				8471.60			

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
				130	――熱転写式のもの		NO	
				140	――インクジェット式のもの		NO	
				190	――その他のもの		NO	
	――表示装置				――表示装置			
210	――液晶式のもの	NO		210	――液晶式のもの		NO	
220	――その他のもの	NO		220	――その他のもの		NO	
900	――その他のもの (省略)	NO		900	――その他のもの (省略)		NO	
84.72	その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機)		84.72		その他の事務用機器(例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機)			
8472.10	(省略)		8472.10		(省略)		NO	KG
	(削除)		8472.20	000	―あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械			
8472.30	(省略)		8472.30		(省略)			
8472.90	(省略)		8472.90		(省略)			
	(削除)		84.85		機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)			
			8485.10	000	一船舶のプロペラ及びその羽根		NO	KG
			8485.90	000	一その他のもの			KG
84.86	半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専				(新規)			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
	<u>ら又は主として使用する機器、第84類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品</u>								
8486.10	000	<u>一半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器</u>	NO	KG					
8486.20	000	<u>一半導体デバイス又は集積回路製造用の機器</u>	NO	KG					
8486.30	000	<u>ーフラットパネルディスプレイ製造用の機器</u>	NO	KG					
8486.40	000	<u>ー第84類の注9(C)の機器</u>	NO	KG					
8486.90	000	<u>一部分品及び附属品</u>		KG					
84.87		<u>機械類の部分品(接続子、絶縁体、コイル、接触子その他他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。)</u>					(新規)		
8487.10	000	<u>ー船舶のプロペラ及びその羽根</u>	NO	KG					
8487.90	000	<u>ーその他のもの</u>		KG					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品 名	単位		統計品目番号	品 名	単位	
		I	II			I	II
	第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品			

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(b) (省 略)

(c) 第 84.86 項の機器

(d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に使用する種類の真空装置（第 90 類参照）

(e) (省 略)

2 (省 略)

3 第 85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

(a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）

(b) (省 略)

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84.14 項参照）、遠心式衣類脱水機（第 84.21 項参照）、皿洗機（第 84.11 項参照）、家庭用洗濯機（第 84.50 項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第 84.20 項及び第 84.51 項参照）、ミシン（第 84.52 項参照）、電気ばさみ（第 84.67 項参照）並びに電熱機器（第 85.16 項参照）を除く。

4 第 85.23 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「不揮発性半導体記憶装置」（例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」）は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している一以上のフラッシュメモリー（例えば、「F L A S H E<sup>2</sup> P R O M」）を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子（例えば、コンデンサー、抵抗器）を取り付けたものを含む。

注

1 この類には、次の物品を含まない。

(a)～(b) (省 略)

(c) (新 規)

(d) (新 規)

(e) (省 略)

2 (省 略)

3 第 85.09 項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。

(a) 真空式掃除機（ドライアンドウェット式のものを含む。）、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機（重量を問わない。）

(b) (省 略)

ただし、ファン及びファンを自蔵する換気用又は循環用のフード（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。第 84.14 項参照）、遠心式衣類脱水機（第 84.21 項参照）、皿洗機（第 84.11 項参照）、家庭用洗濯機（第 84.50 項参照）、ロール機その他のアイロンがけ用機械（第 84.20 項及び第 84.51 項参照）、ミシン（第 84.52 項参照）、電気ばさみ（第 84.67 項参照）並びに電熱機器（第 85.16 項参照）を除く。

(新 規)

## 2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品 名	単位		統計品目番号	品 名	単位	
		I	II			I	II
(b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサー、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。							
5 (省 略)				4 (省 略)		(新 規)	
6 第85.36項において、「光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能（例えば、信号の増幅、再生又は変調）を有しない。						(新 規)	
7 第85.37項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作用のコードレス赤外線装置を含まない（第85.43項参照）。							
8 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				5 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。			
(a) (省 略)				(A) (省 略)			
(b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。				(B) 「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。			
(i) モノリシック集積回路（半導体材料又は化合物半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素、ガリウム-珪素、シリコン-ゲルマニウム、インジウム-リん等）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）				(a) モノリシック集積回路（半導体材料（例えば、ドープ処理したけい素）の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子（ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路）			
(ii) ハイブリッド集積回路（单一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等）と能動素子（半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを相互接続子又は接続ケーブルによって実用				(b) ハイブリッド集積回路（单一の絶縁基板（ガラス製のもの、陶磁製のもの等）上に、受動素子（薄膜技術又は厚膜技術によって作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等）と能動素子（半導体技術によって作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等）とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路）。この			

2007 年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。				回路には、個別部品を取り付けたものを含む。			
(iii) <u>マルチチップ集積回路（二以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が一以上あるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。)</u>				<u>(c) 超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モールデッドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの）</u>			
この <u>注8</u> の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、 <u>第85.23項を除き</u> 、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいづれの項にも優先する。				この <u>注5</u> の物品の所属の決定に当たつては、第85.41項及び第85.42項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいづれの項にも優先する。			
(削除)				6 <u>第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。</u> <u>この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。</u>			
9 (省略) 号注 1 第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。 (削除)				7 (省略) 号注 1 <u>第8519.92号及び第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。</u> 2 <u>第8542.10号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路（マイクロプロセッサー）を1個埋め込んだもの（磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。）をいう。</u>			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
85.05	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド  (省略) (削除) (省略)			85.05 8505.30 000	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド  (省略) <u>一電磁式のリフティングヘッド</u> (省略)				
85.08	<u>真空式掃除機</u> <u>一電動装置を自蔵するもの</u> <u>一一出力が1,500ワット以下のもの(ダストバッグ又はその他の容器(20リットル以下のもの)を有するものに限る。)</u>						(新規)		
8508.11	<u>000</u> <u>一一その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>NO</u>						
8508.19	<u>000</u>	<u>NO</u>							
8508.60	<u>000</u>	<u>NO</u>							
8508.70	<u>000</u> <u>一部分品</u>	<u>KG</u>							
85.09	家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の <u>真空式掃除機</u> を除く。)  (削除)  (削除) (削除) (省略)			85.09 8509.10 000 8509.20 000 8509.30 000	家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る。)  <u>一真空式掃除機(ドライアンドウェット式のものを含む。)</u> <u>一床磨き機</u> <u>一台所用ディスポーラー</u> (省略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
85.17	<p>電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）</p> <p>—電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）</p>			85.17				
8517.11 000	—コードレス送受話器付きの有線電話機	NO		8517.11 000	—コードレス送受話器付きの有線電話機		NO	
8517.12 000	—携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	NO		8517.19 000	—その他のもの		NO	
8517.18 000	—その他のもの	NO		8517.21 000	—ファクシミリ		NO	
	—その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）			8517.22 000	—テレプリンター		NO	
8517.61 000	—基地局	NO		8517.30 000	—電話用又は電信用の交換機		NO	
8517.62 000	—音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	NO		8517.50 000	—その他のアナログ式又はディジタル式の有線通信機器		NO	
8517.69 000	—その他のもの	NO		8517.80	—その他の機器		NO	
8517.70 000	—部分品	KG		110	—電話用のもの		NO	
				120	—簡易交換電話装置		NO	
				190	—インターホン		NO	
				200	—その他のもの		NO	
				8517.90 000	—電信用のもの		NO	
					—部分品		KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
85.19	音声の記録用又は再生用の機器			85.19	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）			
8519.20 000	一硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払手段により作動する機器	NO		8519.10 000	一硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー		NO	
8519.30 000	一レコードデッキ	NO		8519.21 000	一その他のレコードプレーヤー		NO	
8519.50 000	一留守番電話装置	NO		8519.29 000	一一拡声器を有しないもの		NO	
	一その他の機器			8519.31 000	一一その他のもの		NO	
8519.81 000	一一磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの	NO		8519.39 000	レコードデッキ		NO	
8519.89 000	一一その他のもの	NO		8519.40 000	一一自動レコード交換機構を有するもの		NO	
	(削除)			8519.92 000	一一その他のもの		NO	
				8519.93 000	トランスクライビングマシン		NO	
				8519.99 110	一一他の音声再生機		NO	
				8519.99 190	一一ポケットサイズのカセットプレーヤー		NO	
				8519.99 900	一一その他のもの（カセット式のものに限る。）		NO	
				85.20	一一その他のもの		NO	
				8520.10 000	一一デジタルオーディオディスクプレーヤー		NO	
					一一自動車用のもの		NO	
					一一その他のもの		NO	
					一一その他のもの		NO	
					磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）			
					一ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）		NO	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
				8520.20 000	一留守番電話装置 —その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置 を自蔵するものに限る。）		NO		
				8520.32 000	—ディジタルオーディオ式のもの		NO		
				8520.33 100	—その他ものの（カセット式のものに限る。） —テープデッキ		NO		
				900	—その他もの		NO		
				8520.39 000	—その他のもの		NO	KG	
				8520.90 100	—ディスク式録音再生機器（ディジタル式のもの に限る。）		NO	KG	
				900	—その他もの		NO	KG	
85.23	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品を除く。） —磁気媒体			85.23	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第37類の物品を除く。） —磁気テープ —幅が4ミリメートル以下のもの				
8523.21	000	—カード（磁気ストライプを有するもの）	NO	8523.11 100	—録音用のもの		NO	KG (I.C.)	
8523.29	000	—その他もの	NO	900	—その他もの		NO	KG (I.C.)	
8523.40	000	—光学媒体 —半導体媒体	NO	8523.12 000	—幅が4ミリメートルを超えるもの		NO	KG (I.C.)	
8523.51	000	—不揮発性半導体記憶装置	NO	8523.13	—幅が6.5ミリメートルを超えるもの				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8523.52	--スマートカード 100 --プロキシミティカード及びプロキシミティタ グ 900 --その他のもの			100	--録音用のもの 200 --録画用のもの			NO KG (I.C.)	
8523.59	000 --その他のもの	NO KG (I.C.)		900	--その他のもの			NO KG (I.C.)	
8523.80	000 -その他のもの	NO KG (I.C.)		8523.20 100 100 8523.30 000 8523.90 000 85.24 8524.10 000 8524.31 000 8524.32 000 8524.39 000	-磁気ディスク --フレキシブルディスク --その他のもの -磁気カード (磁気ストライプを組み込んだものに 限る。) -その他のもの レコード、テープその他の記録用の媒体 (録音その 他これに類する記録をしたもの (レコード製造用の 原盤及びマスターを含む。) に限るものとし、第37 類の物品を除く。) -蓄音機用レコード -レーザー読み出しシステム用のディスク --音声及び画像以外の記録の再生用のもの --音声のみの再生用のもの --その他のもの			NO KG (I.C.) NO KG (I.C.)	
	(削除)								

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
				8524.40	000	—音声及び画像以外の記録の再生用の磁気テープ		NO
				8524.51	000	—その他の磁気テープ		NO
				8524.52	000	—幅が4ミリメートル以下のもの		NO
				8524.53	000	—幅が4ミリメートルを超えるもの		NO
				8524.60	000	—磁気カード(磁気ストライプを組み込んだものに限る。)		NO
				8524.91	000	—その他のもの		NO
				8524.99	000	—音声及び画像以外の記録の再生用のもの		NO
						—その他のもの		NO
85.25	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			85.25		無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない)、テレビジョンカメラ、スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ		
8525.50	000 —送信機器	NO	KG	8525.10		—送信機器		
8525.60	000 —送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)	NO	KG	200		—テレビジョン用のもの	NO	KG
8525.80	000 —テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	NO		300		—コードレスマイクロホン	NO	KG
				900		—その他のもの	NO	KG
				8525.20		—送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。)		
				300		—市民バンド用トランシーバー	NO	KG
				500		—セルラー方式の移動電話	NO	KG
				600		—マイクロセル方式の移動電話	NO	KG

2007 年 輸出統計品目表改正

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8527.19	--その他のもの ---FMチューナーを内蔵するもの ---その他もの -自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	NO		8527.19	990 910 990	く。) ---その他のもの ---その他のもの ---FMチューナーを内蔵するもの ---その他のもの	NO NO		
8527.21	000 --音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	NO				-自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含むのとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	NO NO		
8527.29	000 --その他のもの -その他のもの	NO		8527.21	000	--録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	NO		
8527.91	000 --音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	NO		8527.29	000	--その他のもの -その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信も受信することができるものを含む。）	NO NO		
8527.92	000 --時計と結合してあるもの（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。）	NO			910	--録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの ---ディジタルオーディオディスクプレーヤーを自蔵するもの ---その他のもの	NO NO		
8527.99	000 --その他のもの	NO		8527.31	990 8527.32 990 8527.39 990 8527.90	--時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。） ---その他のもの ---ハイファイ用のもの（可聴周波増幅器を自蔵するものに限る。） ---その他のもの -その他の機器	NO NO NO NO NO		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
85.28	<p><u>モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）</u></p> <p><u>—陰極線管モニター</u></p>			85.28	<p><u>テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター</u></p> <p><u>—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）</u></p>				
8528.41	<p><u>000</u></p> <p><u>—第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u></p>	<u>NO</u>		8528.12	<p><u>—カラーのもの</u></p> <p><u>—放送用のもの</u></p>				
8528.49	<p><u>000</u></p> <p><u>—その他のもの</u></p> <p><u>—他のモニター</u></p>	<u>NO</u>		110	<p><u>—テレビジョン受像用陰極線管を自蔵するもの</u></p>			<u>NO</u>	
8528.51	<p><u>000</u></p> <p><u>—第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u></p>	<u>NO</u>		190	<p><u>—その他のもの</u></p>			<u>NO</u>	
8528.59	<p><u>000</u></p> <p><u>—その他のもの</u></p> <p><u>—プロジェクター</u></p>	<u>NO</u>		900	<p><u>—その他のもの</u></p>			<u>NO</u>	
8528.61	<p><u>000</u></p> <p><u>—第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの</u></p>	<u>NO</u>		8528.13	<p><u>000</u></p> <p><u>—白黒その他のモノクロームのもの</u></p>			<u>NO</u>	
8528.69	<p><u>000</u></p> <p><u>—その他のもの</u></p> <p><u>—テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）</u></p>	<u>NO</u>		8528.21	<p><u>000</u></p> <p><u>—ビデオモニター</u></p>			<u>NO</u>	
				8528.22	<p><u>000</u></p> <p><u>—カラーのもの</u></p>			<u>NO</u>	
				8528.30	<p><u>000</u></p> <p><u>—白黒その他のモノクロームのもの</u></p>			<u>NO</u>	
					<u>—ビデオプロジェクター</u>			<u>NO</u>	
8528.71	<p><u>000</u></p> <p><u>—ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの</u></p>	<u>NO</u>							
8528.72	<p><u>100</u></p> <p><u>—液晶式のもの</u></p> <p><u>—プラズマ式のもの</u></p>	<u>NO</u>							

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8528.73	<u>900</u> <u>000</u>	<u>一一その他もの</u> <u>一一その他のもの（白黒その他のモノクロームのものに限る。）</u>	<u>NO</u> <u>NO</u>	85.35	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ <u>その他の接続子</u> 及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。） (省 略)	85.35	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。） (省 略)		
85.36		電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、繼電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、 <u>ランプホルダー</u> <u>その他の接続子</u> 及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。） <u>並びに光ファイバー</u> （束にしたものも含む。） 用又は光ファイバーケーブル用の接続子 (省 略)		85.36	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、繼電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、 <u>ランプホルダー</u> 及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。） (省 略)				
8536.10	<u>1</u>			8536.10					
8536.69				<u>1</u>					
8536.70	<u>000</u>	<u>一光ファイバー</u> （束にしたものも含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子 (省 略)	<u>KG</u>	8536.69		(新 規)			
8536.90				8536.90		(省 略)			
85.42	<u>集積回路</u> <u>一集積回路</u>			85.42 8542.10 000	<u>集積回路及び超小形組立</u> <u>一集積回路を自蔵するカード</u> （スマートカード）		<u>NO</u>		

2007 年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8542.31	--プロセッサー及びコントローラ（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）			8542.21	--モノリシック集積回路		
	--実装してないもの		NO		--ディジタル式のもの		
	--その他のもの				--モス型のもの		
	--ハイブリッド集積回路		NO		--実装してないもの		
	--その他のもの				--記憶素子		TH
	-- MPU (マイクロプロセッサー)		NO		--マイクロコンピュータ (MPU、MCU)		
	-- MCU (マイクロコントローラ)		NO		--及びMPR)		TH
	-- DSP (デジタルシグナルプロセッサー)		NO		--その他のもの		TH
	--その他のもの		NO		--その他のもの		
	--記憶素子				--記憶素子		
8542.32	--実装してないもの		NO	210	--DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー)		NO
	--その他のもの				--SRAM (スタティックランダムアクセスメモリー)		NO
	--RAM (ランダムアクセスメモリー)				--ROM (読み出し専用メモリー)		NO
	--DRAM (ダイナミックランダムアクセスメモリー)		NO		--マイクロコンピュータ		NO
	--その他のもの				--MPU (マイクロプロセッサ)		NO
	--ROM (リードオンリーメモリー)		NO		--MCU (マイクロコントローラ)		NO
	--フラッシュメモリー				--MPR (マイクロペリフェラル)		NO
	--その他のもの		NO		--その他のもの		NO
	--その他のもの				--バイポーラ型のもの		
	--増幅器		NO		--実装してないもの		NO
8542.33	--実装してないもの		NO	490	--その他のもの		NO
					--その他のもの (バイポーラ及びモスの技術を組み合わせて製造したものを含む。)		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8542.39	910 990 100 910 990 000	—その他もの ——ハイブリッド集積回路 ——その他もの —その他もの ——実装しないもの ——その他もの ——ハイブリッド集積回路 ——その他もの 一部分品	NO NO NO NO NO KG	910 990 8542.29 100 900 8542.60 8542.70 8542.90 000	——実装しないもの ——その他もの —その他もの ——実装しないもの ——その他もの ——ハイブリッド集積回路 —超小形組立 一部分品	NO NO TH NO NO NO KG			
	8542.90	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) 一粒子加速器	NO	85.43 8543.11 8543.19 8543.20 8543.30 8543.40 8543.81 8543.89 8543.90	電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) 一粒子加速器 —半導体材料にイオン注入(ドーピング)するも の —その他もの —信号発生器 —電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器 —エレクトリックフェンスエナジャイザー —その他の機器 —プロキシミティカード及びプロキシミティタグ —その他もの 一部分品	NO NO NO NO NO NO NO NO KG			
	8543.10	一信号発生器	NO	8543.19 8543.20 8543.30 8543.40 8543.81 8543.89 8543.90	—その他もの —信号発生器 —電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器 —エレクトリックフェンスエナジャイザー —その他の機器 —プロキシミティカード及びプロキシミティタグ —その他もの 一部分品	NO NO NO NO NO NO NO NO KG			
	8543.20	一電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	NO	8543.20 8543.30 8543.40	—電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器 —エレクトリックフェンスエナジャイザー —その他の機器	NO NO NO			
	8543.30	一その他の機器	NO	8543.81 8543.89 8543.90	—プロキシミティカード及びプロキシミティタグ —その他もの 一部分品	NO NO KG			
	8543.70	一部分品	KG	8543.44	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)				
	8543.90	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)							
	85.44								

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧			
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）				その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）		
8544.11 S	(省略)			8544.11 S	(省略)		
8544.30	<u>—その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）</u>			8544.30	<u>—その他の電気導体（使用電圧が80ボルト以下のものに限る。）</u>		
<u>8544.42</u>	<u>—接続子を取り付けてあるもの</u>			<u>8544.41</u>	<u>—接続子を取り付けてあるもの</u>		
<u>100</u>	<u>——通信用ケーブル</u>	<u>KG</u>		<u>100</u>	<u>——通信用ケーブル</u>		<u>KG</u>
<u>200</u>	<u>——電力用ケーブル</u>	<u>KG</u>			<u>——その他のもの</u>		
	<u>——その他のもの</u>				<u>——導体が銅のもの</u>		
<u>910</u>	<u>——導体が銅のもの</u>	<u>KG</u>		<u>910</u>	<u>——導体が銅のもの</u>		<u>KG</u>
<u>990</u>	<u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>990</u>	<u>——その他のもの</u>		<u>KG</u>
<u>8544.49</u>	<u>——その他のもの</u>			<u>8544.49</u>	<u>——その他のもの</u>		
<u>100</u>	<u>——通信用ケーブル</u>	<u>KG</u>		<u>100</u>	<u>——通信用ケーブル</u>		<u>KG</u>
<u>200</u>	<u>——電力用ケーブル</u>	<u>KG</u>			<u>——その他のもの</u>		
	<u>——その他のもの</u>				<u>——導体が銅のもの</u>		
<u>910</u>	<u>——導体が銅のもの</u>	<u>KG</u>		<u>910</u>	<u>——導体が銅のもの</u>		<u>KG</u>
<u>990</u>	<u>——その他のもの</u>	<u>KG</u>		<u>990</u>	<u>——その他のもの</u>		<u>KG</u>
					<u>—その他の電気導体（使用電圧が80ボルトを超える1,000ボルト以下のものに限る。）</u>		

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
8544.60	(省略)			8544.51	一一接続子を取り付けてあるもの 100 200 910 990	KG KG KG KG			
8544.70	(省略)			8544.59	一一電力用ケーブル 一一通信用ケーブル 一一その他のもの 一一導体が銅のもの 一一その他のもの 一一その他のもの 一一電力用ケーブル 一一通信用ケーブル 一一その他のもの 一一導体が銅のもの 一一その他のもの	KG KG KG KG KG KG KG KG KG KG			
				8544.60	(省略)				
				8544.70	(省略)				

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1 この部には、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。 2~5 (省略)				第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1 この部には、 <u>第95.01項</u> 、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。 2~5 (省略)					
86.06 8606.10  8606.30	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。） (省略) (削除)  一荷卸機構付きの貨車（第8606.10号のものを除く。） (省略)	NO	KG	86.06 8606.10 <u>8606.20</u> 8606.30	鉄道用又は軌道用の貨車（自走式のものを除く。） (省略) <u>一断熱車、冷蔵車及び冷凍車（第8606.10号のものを除く。）</u> 一荷卸機構付きの貨車（第8606.10号又は第8606.20号のものを除く。） (省略)	NO	KG		
000				000					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 注 1~3 (省略) 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、 <u>第95.03項</u> に属する。			第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 注 1~3 (省略) 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、 <u>第95.01項</u> に属する。			
87.08	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)		87.08	部分品及び附属品(第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。)		
8708.10 S	(省略)		8708.10 S	(省略)		
8708.29			8708.29			
8708.30 000	—ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	KG	8708.31 000	—ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品	KG	
			8708.39 000	—ブレーキライニング(取り付けたものに限る。)	KG	
			8708.40 000	—その他のもの	KG	
8708.40 000	—ギヤボックス及びその部分品	KG	8708.40 000	—ギヤボックス	KG	
8708.50 000	—駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)及び非駆動軸並びにこれらの部分品 (削除) (省略)	KG	8708.50 000	—駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。)	KG	
8708.70			8708.60 000	—非駆動軸及びその部分品	KG	
8708.80 000	—懸架装置及びその部分品(ショックアブソーバーを含む。)	KG	8708.70	(省略)		
	—その他の部分品及び附属品		8708.80 000	—懸架装置用ショックアブソーバー	NO	KG
8708.91 000	—ラジエーター及びその部分品	KG	8708.91 000	—その他の部分品及び附属品	NO	KG
8708.92 000	—消音装置(マフラー)及び排気管並びにこれらの		8708.92 000	—ラジエーター		
				—消音装置及び排気管		

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名	単位		
			I	II				I	II	
8708.93		<u>部分品</u>  (省 略)		KG	8708.93		(省 略)			
8708.94	000	—ハンドル、ステアリングコラム及びステアリング ボックス並びにこれらの部分品		KG	8708.94	000	—ハンドル、ステアリングコラム及びステアリング ボックス			KG
8708.95	000	—安全エアバッグ(インフレーターシステムを有す るものに限る。)及びその部分品		KG			(新 規)			
8708.99		(省 略)			8708.99		(省 略)			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
88.01 8801.00 000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダー その他の原動機を有しない航空機	NO	KG	88.01 8801.10 000 8801.90 000	気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダー その他の原動機を有しない航空機 —グライダー及びハンググライダー —その他のもの		NO NO	KG KG

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品 名	単位	統計品目番号	品 名	単位	
		I II			I II	
	第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品			第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		
注	1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第 40.16 項参照）、革製品（ <u>第 42.05 項参照</u> ）、コンポジションレザー製品（ <u>第 42.05 項参照</u> ）及び紡織用繊維製品（第 59.11 項参照） (b)～(f) （省 略） (g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照） <u>、第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</u> (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、 <u>テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</u> （第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、 <u>光ファイバー</u> （束にしたものを含む。） <u>用又は光ファイバーケーブル用の接続子</u> （第 85.36 項参照）、第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル (i)～(m) （省 略）		1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第 40.16 項参照）、革製品（ <u>第 42.04 項参照</u> ）、コンポジションレザー製品（ <u>第 42.04 項参照</u> ）及び紡織用繊維製品（第 59.11 項参照） (b)～(f) （省 略） (g) 第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照） <u>並びに第 84.81 項の弁その他の物品</u> (h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第 85.12 項参照）、第 85.13 項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第 85.19 項及び第 85.20 項参照）、サウンドヘッド（第 85.22 項参照）、 <u>スチルビデオカメラ</u> その他のビデオカメラレコーダー及び <u>ディジタルカメラ</u> （第 85.25 項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）、第 85.37 項の数値制御用の機器、第 85.39 項のシールドビームランプ並びに第 85.44 項の光ファイバーケーブル (i)～(m) （省 略）			

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
		I II			I II		
2	この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。  (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。  (b) 及び(c) (省略)		2	この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。  (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（第84.85項、第85.48項及び第90.33項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。  (b) 及び(c) (省略)			
3	第16部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。		3	第16部の注4の規定は、この類においても適用する。			
4~7	(省略)		4~7	(省略)			
90.06	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）  (省略) (削除)  (省略) (削除)  (省略) (削除)	90.06  9006.20 000  9006.62 000  90.09  9009.11 000  9009.12 000	写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）  (省略)  <u>一文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）</u>  (省略)  <u>—せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの</u>  (省略)  <u>感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機</u>  <u>—静電式の感光式複写機</u>  <u>—原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの</u>  <u>—原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方</u>		NO  NO  NO	KG  KG  KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II				I	II
					式(間接式)のもの —その他の感光式複写機 —光学的機構を有するもの —密着式のもの —感熱式複写機 —部分品及び附属品 —オートマチックドキュメントフィーダー —ペーパーフィーダー —ソーター —その他のもの		NO	KG
90.10	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器(この類の他の項に該当するものを除く。)、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン			90.10	写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器(感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン		NO	KG
9010.10	(省 略) (削 除)			9010.10	(省 略) —感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置 —直接描画方式のもの —ステップアンドリピート方式のもの —その他のもの		NO	NO
9010.50				9010.50			NO	NO
9010.90	(省 略)			9010.90	(省 略)			

2007 年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
		I	II		I	II	I	II		
90.27	物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム  (省 略) (削 除) (省 略)			90.27		物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びミクロトーム  (省 略) <u>露出計</u> (省 略)				
9027.50	—その他の機器			9027.40	000					
9027.80	—電気式のもの			9027.50		—その他の機器				
110	<u>分析機器</u>	NO	KG	9027.80		—電気式のもの				
120	<u>露出計</u>	NO	KG			<u>分析機器</u>				
190	—その他のもの	NO	KG			—その他のもの				
910	—その他のもの	NO	KG	110		—その他のもの				
920	<u>物理分析用又は化学分析用の機器</u>	NO	KG	190		—その他のもの				
990	—露出計	NO	KG	910		<u>物理分析用又は化学分析用の機器</u>				
90.30	—その他のもの	NO	KG	990		—その他のもの				
	オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器			90.30		オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器				

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧							
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号		品名		単位			
							I	II		
9030.10	(省略)		9030.10		(省略)					
<u>9030.20</u> 000	—オシロスコープ及びオシログラフ —電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>9030.20</u> 000		—陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ —電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器(記録装置を有しないものに限る。)		<u>NO</u>	<u>KG</u>		
<u>9030.31</u> 000	—マルチメーター(記録装置を有しないもの)	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>9030.31</u> 000		—マルチメーター		<u>NO</u>	<u>KG</u>		
<u>9030.32</u> 000	—マルチメーター(記録装置を有するもの)	<u>NO</u> <u>KG</u>								
<u>9030.33</u>	—その他のもの(記録装置を有しないもの)									
<u>9030.39</u> 100	—電圧計及び電流計	<u>NO</u> <u>KG</u>								
<u>9030.39</u> 900	—その他のもの	<u>NO</u> <u>KG</u>								
<u>9030.39</u> 000	—その他のもの(記録装置を有するもの)	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>9030.39</u>		—その他のもの		<u>NO</u>	<u>KG</u>		
				100	—電圧計及び電流計		<u>NO</u>	<u>KG</u>		
				900	—その他のもの		<u>NO</u>	<u>KG</u>		
9030.40	(省略) —その他の機器		9030.40		(省略) —その他の機器					
9030.82	(省略)		9030.82		(省略)					
<u>9030.84</u> 000	—その他のもの(記録装置を有するものに限る。) (省略)	<u>NO</u>	<u>9030.83</u> 000		—その他のもの(記録装置を有するものに限る。) (省略)		<u>NO</u>			
90.31	測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機 (省略) (削除) (省略)		90.31		測定用又は検査用の機器(この類の他の項に該当するものを除く。)及び輪郭投影機 (省略) —輪郭投影機 (省略)		<u>NO</u>	<u>KG</u>		
<u>9031.49</u> 100	—その他のもの —輪郭投影機	<u>NO</u> <u>KG</u>	<u>9031.49</u> 000		—その他のもの		<u>NO</u>			

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
900	<u>――その他のもの</u>		NO						

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		I	II		I	II	I	II	
91.01	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） (省 略) (削 除) (省 略)			91.01 9101.12 000	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） (省 略) <u>—オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの</u> (省 略)			<u>NO</u>	
91.06	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） (省 略) (削 除) (省 略)			91.06 9106.20 000	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） (省 略) <u>—パーキングメーター</u> (省 略)			<u>NO</u> <u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
	(削除)		92.03		鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器		NO	KG	
	(削除)		92.04		アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ		NO	KG	
			9204.10	000	アコーディオンその他これに類する楽器		NO	KG	
			9204.20	000	ハーモニカ		NO	KG	
92.05	その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)		92.05		その他の吹奏楽器(例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ)				
9205.10	(省略)		9205.10		(省略)				
9205.90	—その他のもの		9205.90	000	—その他のもの		NO	KG	
100	—鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器	NO KG							
200	—アコーディオンその他これに類する楽器	NO KG							
300	—ハーモニカ	NO KG							
900	—その他のもの	NO KG							
92.09	楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛		92.09		楽器の部分品(例えば、オルゴールの機構)及び附属品(例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール)、メトロノーム、音さ並びに調子笛				
	(削除)		9209.10	000	—メトロノーム、音さ及び調子笛		KG		
	(削除)		9209.20	000	—オルゴールの機構		NO	KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
9209.94	(省 略) (削 除) (省 略)			9209.93 9209.94 9209.99	000 000	(省 略) <u>一一第 92.03 項の楽器の部分品及び附属品</u> (省 略)		KG
9209.99	<u>--その他のもの</u> <u>--メトロノーム、音さ及び調子笛</u> <u>--オルゴールの機構</u> <u>--第 9205.90 号の鍵盤のあるパイプオルガン又はフリーメタルリード付きのハーモニウム若しくはこれに類する鍵盤楽器の部分品及び附属品</u> <u>--その他のもの</u>	100 200 300 900	NO	KG KG KG KG		<u>--その他のもの</u>		KG

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位	
		I	II		I	II	I	II
93.06	爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。)  (削除)  (省略)			93.06 9306.10 000	爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾及びカートリッジワッドを含む。)  <u>一弾薬筒(ひょう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。)及びその部分品</u>  (省略)		<u>KG</u>	

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧				
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
		I II			I II		
	第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物		第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物				
注	1~2 (省略) 3 (A) (省略) (B) (省略) 4 (省略)		注	1~2 (省略) 3 (a) (省略) (b) (省略) 4 (省略)			
94.01 9401.10 S 9401.40 —とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の 腰掛け 9401.51 000 9401.59 000 —竹製又はとう製のもの —その他のもの —その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） (省略)  94.03 9403.10 その他の家具及びその部分品		94.01 9401.10 S 9401.40 —とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の 腰掛け 9401.50 000 —竹製又はとう製のもの —その他のもの —その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） (省略)  94.03 9403.10 その他の家具及びその部分品	NO NO KG KG	NO NO KG KG	腰掛け(寝台として兼用することができるものである かないかを問わないものとし、第94.02項のものを除 く。) 及びその部分品  —とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の 腰掛け —その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。） (省略)  その他の家具及びその部分品	KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
\$ 9403.70	(省 略)  —その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具  9403.81 000 9403.89 000			\$ 9403.70 9403.80 000	(省 略)  —その他の材料(とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具			KG
	—竹製又はとう製のもの —その他のもの		KG KG					

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧			
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
		I II			I II	
第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ろうそく（第34.06項参照） (b)～(u) （省略） <u>(v) 食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する実用的機能を有する物品（構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。）</u> 2及び3 （省略） 4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、この項の物品と一以上の物品（輸出統計品目表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。） 5 （省略）	第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) クリスマスツリー用ろうそく（第34.06項参照） (b)～(u) （省略） <u>（新規）</u> 2及び3 （省略） <u>（新規）</u> 4 （省略）					
	(削除)		95.01 9501.00 000	車輪付きがん具（幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車） 及び人形用乳母車		KG
	(削除)		95.02 9502.10 000 9502.91 000 9502.99 000	人形（人間を模したものに限る。） 一人形（服を着せてあるかないかを問わない。） 一部分品及び附属品 --衣類、衣類附属品、履物及び帽子 --その他のもの	NO	KG KG KG

2007年 輸出統計品目表改正

新			旧						
統計品目番号	品名	単位 I II	統計品目番号		品名		単位 I II		
95.03			95.03		その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル				
9503.00	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		9503.10	000	一電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）		KG		
100	一電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）	KG	9503.20	000	一縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、第9503.10号のものを除く。）	DZ	KG		
200	一縮尺模型の組立てキット（作動するかしないかを問わないものとし、電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）を除く。）	DZ	9503.30	100	一その他の組立てセット及び組立てがん具	DZ	KG		
	一その他の組立てセット及び組立てがん具			900	一一娯楽用模型（プラモデルを含む。）		KG		
310	一一娯楽用模型（プラモデルを含む。）	DZ	KG	9503.41	000	一一詰物をしたもの	NO	KG	
390	一一その他のもの		KG	9503.49	000	一一その他のもの	NO	KG	
	一がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）			9503.50	000	一楽器類（がん具に限る。）	DZ	KG	
410	一一詰物をしたもの	NO	KG	9503.60	000	一パズル	NO	KG	
490	一一その他のもの	NO	KG	9503.70	000	一その他のがん具（セットにしたものに限る。）	NO	KG	
500	一楽器類（がん具に限る。）	DZ	KG	9503.80		一その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）			
600	一パズル	NO	KG		100	一一プラスチック製のもの	NO	KG	
700	一その他のがん具（セットにしたものに限る。）	NO	KG		900	一一その他のもの	NO	KG	
	一その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）			9503.90		一その他のもの			
810	一一プラスチック製のもの	NO	KG		300	一一プラスチック製のもの	NO	KG	
890	一一その他のもの	NO	KG		900	一一その他のもの	NO	KG	
	一その他のもの								

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
95.04	910 990	<u>--プラスチック製のもの</u> <u>--その他のもの</u>  遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造 したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含 む。)  (省 略)		KG KG	95.04		遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品 (ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造 したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含 む。)  (省 略)		
9504.30	000	—その他のゲーム用のもの (硬貨、銀行券、 <u>バンクカ ード</u> 、トークン、 <u>その他の支払手段</u> により作動する ものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除 く。)  (省 略)	NO	KG	9504.30	000	—その他のゲーム用のもの (硬貨、銀行券 ( <u>紙幣</u> )、 <u>ディスク</u> その他これらに類するものを挿入するこ とにより作動するものに限るものとし、ボーリング アレー用装置を除く。)  (省 略)	NO KG	

2007年 輸出統計品目表改正

新				旧					
統計品目番号		品名	単位 I II	統計品目番号		品名	単位 I II		
96.14 9614.00	000	喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダ ー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	KG	96.14 9614.20 9614.90	000 000	喫煙用パイプ(パイプボールを含む。)、シガーホルダ ー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 ーパイプ及びパイプボール ーその他のもの	NO KG KG		

## 2007年 輸出統計品目表改正

新	旧	
<p>第97類 美術品、収集品及びこつとう 注 1~3 (省略) 4 <u>(A)</u> (省略)     <u>(B)</u> (省略) 5 (省略)</p>	<p>第97類 美術品、収集品及びこつとう 注 1~3 (省略) 4 <u>(a)</u> (省略)     <u>(b)</u> (省略) 5 (省略)</p>	